

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 12 月号 (第 202 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

■ エグゼクティブ・サマリー

■ 特 集

- ◆ 中国企業にとってのチャイナ・プラス・ワン
専修大学 商学部 教授 池部亮…………… 1

■ 経 済

- ◆ 中国共産党大会のキーワードからわかる今後の政策の方向性
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部…………… 7

■ 人民元レポート

- ◆ 2023 年は、景気支援策を受け、緩やかな持ち直しへ
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ……………18

■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 56 回
～香港 2022 年施政方針を発表
成果重視の政権運営へ、KPI で政策の進捗を「見える化」
三菱 UFJ 銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室……………22

■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：海南自由貿易港の「ダブル 15（個人所得税・企業所得税に対する 15%の軽減税率）」優遇政策の徹底実施—実質的な運営に係る具体的な要件を更に明確化
KPMG 中国……………30
- ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザリー事業部……………34

■ 主要経済指標

- 三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部……………39

■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 中国企業にとってのチャイナ・プラス・ワン

外資系企業を中心に中国リスクの回避策として実施されてきた、生産拠点を中国以外にも分散するチャイナ・プラス・ワンが、2018 年頃から米中間の貿易戦争と技術覇権争いが加わり、中国企業にとっても避けられない戦略となってきた。内需向けは中国、外需向けは近隣の東南アジア諸国で分散生産の必要性が高まってきたのである。本稿では中国企業の海外展開の現状を考察する。

経済 中国共産党大会のキーワードからわかる今後の政策の方向性

中国共産党第 20 回全国代表大会が閉幕した。ハイライトは、中央委員会総書記に再度選出された習近平国家主席の連投（2023 年の全国人民代表大会にて国家主席の再任となる可能性が高い）が決まったことであろう。今回の共産党大会において打ち出された、「中国式現代化」と「社会主義現代化強国」のキーワードから、これからの中国経済がどのように変わっていくかを考察する。

人民元レポート 2023 年は、景気支援策を受け、緩やかな持ち直しへ

2022 年 11 月 1 日時点での対ドル相場は、年間安値 7.3280 まで下落した後、FRB のタカ派姿勢が軟化するとの見方が台頭したことや、中国国内のゼロコロナ政策が緩和されるとの報道などを受けて人民元安圧力は若干緩和。本稿執筆時点では 7.13 台で推移している。対円相場は、10 月末以降、FRB のタカ派姿勢に見られた軟化の兆しから円の買い戻しが優勢で、19.4 台で推移している。

連載 「華南ビジネス最前線」

第 56 回 ～香港 2022 年施政方針を公表

成果重視の政権運営へ、KPI で政策の進捗を「見える化」

2022 年 10 月 19 日、香港特別行政区の新政権トップである李家超行政長官は、就任後初となる施政方針演説を行った。今回の演説では、香港の競争力の強化に焦点を当て、一国二制度の維持やグレーターベイエリアとの連携強化策の他、企業・人材の誘致、イノベーション推進、各産業に対する支援策などを盛り込んだ。本稿では、施政方針の内容を抜粋して紹介したい。

スペシャリストの目 税務会計

海南自由貿易港の「ダブル 15（個人所得税・企業所得税に対する 15%の軽減税率）」優遇政策の徹底実施—実質的な運営に係る具体的な要件を更に明確化

海南自由貿易港の発展と「タックスヘイブン」となることを避けるため、国家税務総局海南省税務局、海南省財政庁、海南省市場监督管理局は共同で「海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する補足公告」及び関連解釈を公布し、実質的な運営の具体的な内容を更に細分化・最適化した。本稿では、この公告の注目ポイントと私どもの見解について説明する。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、10 月中旬から 11 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



中国企業にとってのチャイナ・プラス・ワン

専修大学
商学部
教授 池部亮

はじめに

2018 年頃から顕在化した米中対立によって、中国の対米輸出品の生産拠点を中国以外の国へシフトする貿易転換が加速した。これまでも、外資系企業を中心とした製造企業は中国リスク（特に一極集中リスク）の回避策としてチャイナ・プラス・ワンを継続的に実施し、中国工場を補完する生産拠点を他国にも分散してきた。こうした中国事業環境に米中間の貿易戦争と技術覇権争いが加わったことで、外国企業だけでなく、中国企業にとってもチャイナ・プラス・ワンは避けて通れない企業戦略となってきた。すなわち、内需向け生産は中国生産、外需向け生産はベトナムなど近隣の東南アジア諸国でという分散の必要性が高まってきたのである。

ベトナムは中国華南地域と隣接する地の利、安価で良質な労働力の存在、政治体制が中国とほぼ同じ、儒教思想を土台とした社会規範が共通するなどの理由から、チャイナ・プラス・ワンの受け皿として選好されてきた。米中対立を経て中国からベトナムへ貿易転換された品目は、通信機器、コンピュータ、椅子などの家具類、IT 関連製品の付属品、衣類、スニーカーなど、多くの品目が対米輸出において、ベトナムからの輸出に転換されてきている。

本稿ではこうした製造企業を中心とした企業の中国リスク回避の動向について、中国企業の海外展開に注目して現状を考察していきたい。

1. 中国の対外投資

(1) 中国を出る中国企業

「行政裁量の範囲や基準を明確化してほしい」、「外国企業を自国企業と区別せず公平に扱ってほしい」、これは中国企業がベトナムの事業環境に対して抱く不満の一端である¹。中国企業の成功の要因は、国内の巨大市場が急成長し、それを追い風に国有企業はもちろんのこと旧国有企業や有力な民営企業が中央政府や地方政府の有形無形の優遇策を享受しつつ成長できたことにある。当然のことながら参入する企業も多数にのぼるので中国内の過当競争に勝ち残る必要があり、そうして残った企業は閉じられた巨大市場で成長したある種、純粋培養された企業でもある。急成長を遂げたこれら中国企業が、海外直接投資によって海外展開を行うと、当然のことながら現地市場では数ある外国投資企業の一社と変わらない存在となる。そして進出先市場では、多くの場合、欧米、日本、韓国、台湾企業が先行しており、中国企業は後発企業の位置づけとなる。優遇や保護の要素は何もなく、中国を離れた中国企業は厳しい事業環境に 1 社で立ち向かうことになる。

冒頭のコメントは、中国企業のベトナムに対する建議という形で記述されている。当然のことながら、中国においても様々な場面で外国投資企業の事業環境について建議がなされている。しかし、こうした中国市場で外資系企業を感じる参入障壁や事業環境の難しさは、中国企業にとっては今一つ実感できない事象であろう。いざ自社が海外展開すると、政府の庇護もない世界での

¹ 中国国際貿易促進委員会研究院ほか『东盟营商环境报告 2022』120 頁。

(<https://www.ccpit.org/image/1273893138053726209/5407a46e336349a09838d466f7c6fc82.pdf>)

企業活動がいかに困難であるかが実感できるのである。

中国政府は 1999 年に、いわゆる対外直接投資促進政策である「走出去」戦略を導入した。しかしながら諸外国への資本の流出は政府によって厳格に管理され、資本移動の流動性は思ったほど自由化されなかった。一方、中国企業には香港市場や米国市場で株式を上場し資金調達を行い、そこを拠点にグローバル展開を目指すといったルートがある。資金調達しないまでも世界的な金融センターである香港で上場できれば、世界への資本移動も円滑に行えるのである。

(2) 中国企業の投資先

以下の図表 1 は、中国の 2010 年末と 2020 年末の国・地域別における対外直接投資額（残高）である。その額はこの 10 年間でおよそ 10 倍に拡大し、中国経済の急拡大に合わせ、対外投資も大いに増加した。なかでも構成比が大きいのはアジア地域であるが、内訳をみると大部分が香港向けとなっている。2020 年末の香港向け投資の構成比は全体のおよそ 55.7% を占め、10 年間で構成比は減少したとはいえ、依然大規模な投資先となっている。香港の不動産や金融分野での投資に加え、既述したように中国企業の香港経由の海外展開もここに含まれており、その規模の大きさがうかがえる。

アジア向けに次いで大きいのは中南米の 24.4% で、欧州や北米は 5% 未満にとどまっている。東南アジア地域では、最大の投資先はシンガポール（2.3%）で、金融部門の投資が大部分を占める。このほかの東南アジア諸国への投資は小売や飲食などのサービス業のほか製造業が主要な業種と推測するが、中国からみた投資規模は決して大きくない。ベトナム向け投資は米中対立以後に拡大しているとベトナム側では注目されるものの、中国にとっては 10 年前と変わらず構成比は 0.3% にすぎないのである。

【図表 1 中国の対外直接投資額（残高）】

単位：億ドル、%

	2010年		2020年	
	年末残高	構成比	年末残高	構成比
合計	3,172	100.0	25,807	100.0
アジア	2,281	71.9	16,449	63.7
香港	1,991	62.8	14,385	55.7
インドネシア	12	0.4	179	0.7
シンガポール	61	1.9	599	2.3
タイ	11	0.3	88	0.3
ベトナム	10	0.3	86	0.3
アフリカ	130	4.1	434	1.7
欧州	157	5.0	1,224	4.7
中南米	439	13.8	6,298	24.4
北米	78	2.5	1,000	3.9
オセアニア	86	2.7	401	1.6

(注) 年末残高の合計は四捨五入の数値となっている。
資料：国家統計局『中国統計年鑑』各年版より作成。

2. 中国の対 ASEAN 投資

(1) 推移と傾向

中国と ASEAN 市場の結びつきは、地理的な近接性に加え、制度的な経済統合が進展したこと

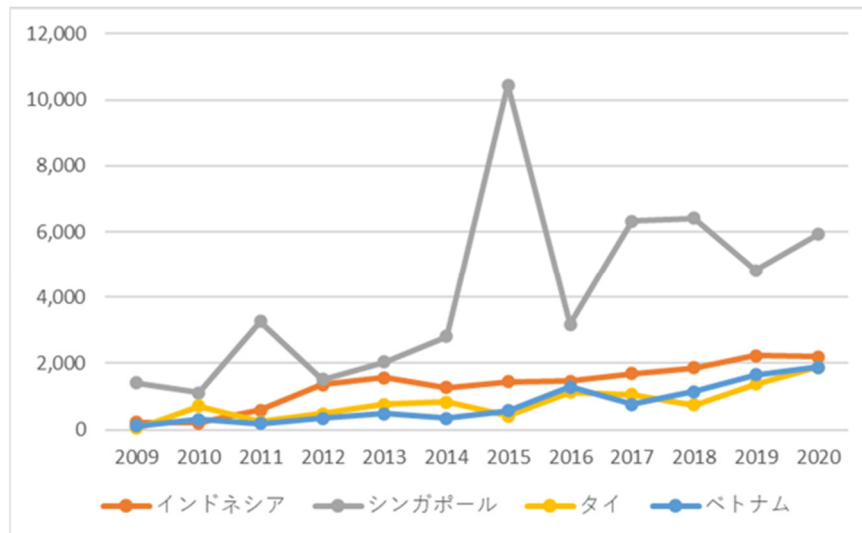
によって緊密さを増している。例えば、2010 年に発効した「中国 ASEAN 自由貿易協定」や 2022 年 1 月 1 日に発効した「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」などが挙げられる²。中国にとって ASEAN は最大の輸出先であり 3 位の輸入先であり、貿易額は 2019 年以来、毎年 14% 超の増加率で推移している³。2022 年上半期の貿易額をみるとベトナムは 24%、マレーシアは 21%、インドネシアは 15% であり、中国とベトナム、マレーシアは ICT (情報通信技術) 関連製品を中心としたグローバル・バリュー・チェーンを通じて、水平的な国際分業関係を強固にしている。

図表 2 は、中国の対 ASEAN 主要国向け直接投資額 (フロー) の推移を示す。米中対立が顕在化し始めた 2018 年以降、ベトナムだけでなくタイ、インドネシア向け投資も増加していることが分かる。

中国国際貿易促進委員会の先の報告書によると、2020 年の中国の対 ASEAN 直接投資額 (フロー) は 160 億ドルで前年比 23% 増となり、中国の対外投資総額 (フロー) の 10% を占めたという。また、2020 年残高では 1,276 億ドルであり、中国の対外直接投資残高の 5% を占めている。現在、ASEAN には中国企業が約 6,000 社あり、現地で 55 万人の雇用を生み出しているという。

【図表 2 中国の対 ASEAN 主要国向け直接投資額 (フロー) の推移】

単位: 100 万ドル



資料: 国家統計局『中国統計年鑑』各年版より作成。

(2) 中国企業の経営上の問題点

図表 3 は、中国企業にとっての ASEAN の事業環境における主要な問題点である。最も問題とされるものが「市場アクセス」で、発展段階が異なる ASEAN においてシンガポールなどの先進国やマレーシアなどの中進国市場では貿易・投資の市場参入規制は少ないものの、後発発展途上国は厳しいという状況がある。このため、後発国における参入障壁に直面している企業の声が強く反映されたものと思われる。

次に「政情不安」であるが、これも ASEAN の構成国 10 カ国の間で大きな差がある。この点、中国と政治体制が似ているベトナムやラオスの事業環境は、中国企業にとって理解しやすいかもしれない。このほか、軍政の国や王政の国、議会制民主主義を掲げる国など、政治体制が多様であるばかりか、選挙の度に政情不安が増す国もある。

3 番目の「人件費上昇」はどの国の事業環境であっても上位に来る回答であろう。日本貿易振

² RCEP は 2022 年 9 月末時点でフィリピンなど一部の国では批准が完了していない。

³ 中華人民共和国海関総署より。(http://www.customs.gov.cn/)

興機構 (JETRO) の日系企業調査でもアジア・オセアニア進出企業の 7 割超が「従業員の賃金上昇」を経営上の問題点に上げ、最大の懸案事項となっている。

問題点として 13.3%となった「中国企業に対する監督・規制が厳しい」というのは何を意味しているのか具体的には分からないが、内外差別に加え、中国企業に対するある種の警戒感のようなものが現地市場にある可能性を示唆している。

【図表 3 中国企業の ASEAN 事業環境における主要な問題点】

単位：%

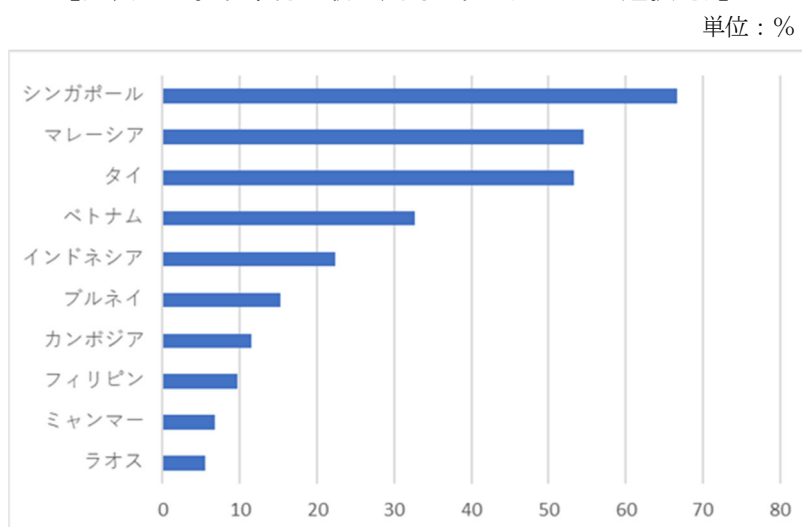
ASEANは市場アクセスに大きな違いがある	40.4
政情不安	38.0
人件費上昇	31.9
外国為替管理による本国送金制限	21.7
政府の公共サービスが非効率	20.5
法律・法規が不明確	19.9
公務員の汚職問題	19.3
劣悪な社会治安環境	14.5
中国企業に対する監督・規制が厳しい	13.3
税金の負担が過多	9.0
外資系企業の信用不信と資金調達難	8.4

資料：中国国際貿易促進委員会研究院ほか『东盟营商环境报告 2022』12 頁。

(3) 投資環境が良好な国

近年、カンボジアやラオスは、中国からの投資やインフラ事業などによって一部の地域で中国化が進むなどしている。しかし、事業環境が最も良好な国としてはカンボジアやラオスは低位であり、シンガポール、マレーシア、タイが上位となった。ちなみに、図表には示さないが、同報告書では投資環境で改善の余地が大きい国についても聞いており、ミャンマー、カンボジア、ラオスが上位となり、ベトナムは 4 番目であった。「投資環境が良好な国」でも 4 番目になったベトナムは、中国企業にとって関心が高いということなのかもしれない。

【図表 4 事業環境が最も良好な国 (3 つまで選択可)】



資料：中国国際貿易促進委員会研究院ほか『东盟营商环境报告 2022』12-13 頁。

3. ベトナムに向かう中国

(1) 海外直接投資

ベトナム統計総局の資料によると、2021 年末の中国の対ベトナム直接投資の累積額は 215.8 億ドル (3,322 件) で、韓国、シンガポール、日本、台湾、香港、バージン諸島に次ぐ 7 位の水準であった。構成比では 1 位の韓国が 18% を占め、中国は 5% 程度である。また、中国の 1 件当たりの投資額は 650 万ドルと、上位 10 カ国・地域で最低水準となっている。なお、1 件当たりの投資規模は全体平均で 1,220 万ドル、韓国は 850 万ドル、日本は 1,340 万ドルである。この規模から推定できるのは、中国の投資は金融や不動産などの大型投資は少なく、製造業や小売業など比較的小規模投資が多いことが推測できる。また、既述のとおり、中国企業のうち大企業の多くは香港市場で上場して資金調達を行い、グローバル市場へと展開することが多い。つまり、ベトナムへの投資地域として 5 位の香港や 6 位のバージン諸島からの投資にも中国投資が含まれていると考えていいだろう。

(2) 緊密な国際分業

ベトナムにとって中国は最大の輸入先であり、米国に次いで 2 位の輸出先であり、最大の貿易相手国である。ベトナムの対中輸出品は、集積回路、通信機器 (部品含む)、液晶テレビ・デジカメ類が上位 3 品目 (HS4 桁ベース) で、これらが 55% を占める。一方、ベトナムの対中輸入品では、通信機器 (部品含む)、集積回路、半導体デバイスが上位 3 品目であり、これらが 22% を占める。これ以外にも中国からの輸入は、織物、変圧器・整流器、スイッチ類、コンピュータ部品、印刷回路など中間財が大部分を占める。ベトナムは中国との間に緊密な国際分業構造を持つに至ったが、ベトナム企業やベトナムに進出した中国企業による貿易ではなく、グローバル企業の中国拠点とベトナム拠点間の貿易が大半を占めていると思っていであらう。

(3) 外国請負事業

外国請負事業とはいわゆるインフラ事業で、中国がファイナンス業務と工事などを請け負うもので、西側諸国が「債務の罠」と懸念を示す中国の投資形態である。発展途上国に対する公共事業の輸出であり、本来であれば政府開発援助 (ODA) として実施されるべき内容の事業も多い。中国の金融機関が融資を引き受け、インフラ企業が開発設計と工事を引き受け、スーパーバイザーなどの技術者や監督者、場合によって熟練工などを派遣して工事にあたる。現地企業にしてみると、こうした公共工事を通じた技術移転や雇用創出、工事への関与ができず、メリットが少ないと指摘される。一方、一般的に短工期で価格も安いいため、インフラ整備の技術、資金が不足する開発途上国にとって、考え方によっては使い勝手のいい形態でもある。

この中国によるインフラ事業の輸出は、2020 年にベトナムは新規契約で 50 億ドルに達している。これは中国が外国で実施するインフラ事業契約総額の 1.9% を占め、ASEAN 向け総額の 8% を占める規模である。2020 年に中国から新たに工事関係者 2,505 人が派遣され、同年末時点では累計で 6,004 人がベトナムに駐在しているという⁴。

筆者が 2022 年 9 月にハノイを訪問した際、中国のインフラ事業で建設された都市鉄道が運行開始されていた。2011 年に着工し、土地収用や安全検査などで開業が遅れ、2021 年末にようやく運航が開始された。ハノイ市中心部から南西方向を結ぶ高架鉄道で全長約 13 キロメートル、12 駅が設置されている⁵。コロナ禍での開業であり、実際の評価はこれからとなるであろう。ベトナム人の友人に評判を聞くと、この友人も毎日通勤で利用していると言い、定期券代が月額 20 万

⁴ 『东盟营商环境报告 2022』111 頁より。統計数値の原典は中国商務部『2020 年度中国对外承包工程统计公报』。

⁵ JETRO『ビジネス短信』(2021 年 11 月 9 日)

ドン (約 1,200 円) で区間制限なく乗り放題なのがいいと絶賛していた。都市鉄道はハノイでは初めてであり、今後路線の充実などで利便性はさらに向上すると期待できる。

(4) 在ベトナムの中国企業

在ベトナム中国投資企業へのアンケート調査では、「ベトナム新投資法」の優遇措置について 44%の企業が「公平でない」と回答した。いわゆる内国民待遇について、中国企業の 4 割以上が十分ではないと評価したのである。また、ベトナムの法規制や投資政策について透明性は向上したものの、中国企業の 42%が「政府の裁量権が大きすぎる」と答えており、恣意的な制度運用の存在を示唆している。さらに、法規制の透明性についても改善したとはいえ、56%の企業が「不透明」だとしている。

事業拡大の方向性については、57%が「ベトナム事業を拡大する」とし、34%が「現状維持」、5%が「縮小する」、4%が「撤退する」とした。ちなみに、JETRO の調査による在ベトナム日本企業の事業拡大の方向性は、「拡大」が 55%、「現状維持」が 43%、「縮小」が 2%、「撤退」が 0.3%であった⁶。中国企業は日本企業よりも拡大意欲がやや強いだけでなく、縮小と撤退についても回答率が高くなっている。中国企業は経営方針がはっきりしていて、拡大も縮小も撤退も判断が迅速で明確な印象を受ける。

おわりに

ここまで中国企業への ASEAN 投資とベトナムへの投資について、統計数値による初歩的な考察を行った。米中対立によって最も大きな影響を受けるのは中国企業である。中国で売るのは引き続き中国で作るし、サービスであれば中国でサービスを提供する。しかし、デカップリングが一定程度進んでくると、一部の中国企業は中国国内から外需と関わるのが難しくなる。海外への分散投資がリスクヘッジの上では有効であり、今回の考察では、こうした中国企業の海外展開の様子を垣間みることができた。

ここで筆者が気になるのは、やはり図表 3 で回答率 13.3%の「中国企業に対する監督・規制が厳しい」という中国企業の嘆きである。各市場の中国企業に対する警戒感には、歴史的、経済規模の格差、領土問題など様々な背景があるだろう。これらの背景のなかでも、筆者が気にしているのは、中国政府が企業に要求する情報公開制度の存在である。中国企業は、海外に法人を設立しても、情報開示請求に応じる必要がある。中国を離れてもなお、中国政府の企業統治下にある企業と協業することは、半導体やハイテク産業など、米中間の対立に巻き込まれやすい産業においてはリスクとなる。中国経済は今後、高成長時代から新常态の中位、低位の成長軌道を歩むことになる。中国経済は高度化が求められ、量より質への転換が必要となるであろう。国内で保護される中国企業は、成長を約束された市場から飛び出し、中国企業に対する警戒感が漂うグローバルな市場環境においても、自社のビジネスを前に進めなくてはならない。ある意味、中国企業のグローバル化は何段階もの高いハードルが課されているのである。

(執筆者連絡先)
 専修大学 商学部 教授
 池部亮
 E-mail: ikebe@isc.senshu-u.ac.jp

⁶ JETRO 『2021 年度 海外進出日系企業実態調査 (アジア・オセアニア編)』

8 ページから 17 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行トランザクションバンキング部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



中国共産党大会のキーワードからわかる今後の政策の方向性

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券
インベストメントリサーチ部
チーフエコノミスト 李智雄

1921 年より 5 年に 1 度開催されている中国共産党全国代表大会 (第 20 回) が閉幕した。ハイライトはやはり、習近平国家主席の連投 (中央委員会総書記に再度選出され、2023 年の全国人民代表大会 (全人代) にて国家主席の再任となる可能性が高い) が決まったことであろう。

重要なのは、これからの中国経済がどのように変わっていくか、である。今回の中国共産党全国代表大会 (共産党大会) においては、2 つのキーワード (「中国式現代化」、「社会主義現代化強国」) が打ち出された。そこから考えれば、第 1 に、「中国式現代化」では、所得格差の縮小と環境保護が重視されているようだ。第 2 に、中華人民共和国成立 100 周年に当たる 2049 年までに「社会主義現代化強国」を建設するという言葉においては、総合的な国力と国際的な影響力の強化が焦点であるようだ。これらの社会・経済政策をわれわれなりに解釈すれば、(1) 社会保障の強化による中低所得層のサポート、(2) 地方を中心としたインフラ投資の増強、(3) 環境保護関連技術・規制の強化、(4) 防衛力の強化、(5) 人民元の国際化継続、ということになりそうだ。

党大会の注目すべきポイントその 1、政策方針の決定と中国経済への影響

共産党大会は、政策の方針や幹部の人事など、共産党の重要事項を決定する大会である。習近平中央委員会総書記の続投を含めた新しい人事と新しい規約のもと、これからの中国経済はどうなっていくのか。

まず、打ち出された政策方針を解説しておこう。習近平総書記は記者会見にて、自らが引き続き党トップの総書記を務めると述べたうえで、「中国式現代化によって、中華民族の偉大な復興を全面的に推進する。われわれは常に意気揚々とした精神状態で社会主義現代化国家を築かなければならない」と発言した。

習近平総書記は、大会で採択された第 19 期中央委員会の報告について、「マルクス主義の中国化・時代化 (時代に合わせて発展していること) の新しい境地を切り開き、中国式現代化の特色と本質的要求などの重要な問題を詳しく述べた報告であった」と総括。その上で、「社会主義現代化国家を全面的に建設し、中華民族の偉大な復興を全面的に推進することについて戦略的な計画を立て、新時代の新しい道における党と国家の事業の発展、第 2 の 100 年奮闘目標の実現のための方向性を示し、行動指針を確立した」と述べた (図表 1)。

つまり、重要なのは「中国式現代化」の理解と、「第 2 の 100 年奮闘目標の実現」の 2 つである。この 2 つのキーワードを軸に、今後の中国経済の姿を考えておこう。

図表 1. 習近平総書記による第 20 回共産党大会報告書の主な内容

「中心任務」	「第2の100年奮闘目標の実現の達成に向け努力し、 中国式現代化 を通じ中華民族の偉大なる復興を促進する」 > 「 第2の100年奮闘目標の実現 」：2049年までに「 社会主義現代化強国 」を建設する > 「中国式現代化」：習政権3期目の重要スローガン、欧米とは異なる中国独自の発展モデルを指す
「第1重要任務」	「質の高い発展は、 社会主義現代化強国 の建設の主要な課題。発展は、党の第一重要任務」
2つの段階	「2035年までに社会主義現代化をほぼ実現し、今世紀中頃までに社会主義現代化強国を建設する」
2つの「有用」	「中国共産党が有用」の理由は、「マルクス主義が有用、中国化・時代化のマルクス主義が有用」
5つの「重要原則」	「党の指導を堅持・強化する原則、中国の特色ある社会主義の道という原則、人民が中心であるという原則、改革開放の深化という原則、闘争精神という原則」

出所：中国政府、新華社、人民網より MUMSS 作成

「中国式現代化」とは何か

「中国式現代化」は、今回の共産党大会で習近平国家主席が打ち出しているスローガンで、英語では「Chinese modernization」といい、中国共産党独自の発展モデルである。それが何か、であるより、それが何でないか、を説明したほうが早そうである。そこで、人民網の英語版の記事を見てみると「西洋の近代化は、かつてないほどの物質的な豊かさを生み出したが…（中略）また、この道は貧富の差の拡大、資源の浪費、環境破壊などの問題を引き起こしている」としており、中国式現代化はそうではない、というわけだ。

つまり「中国式現代化」の特徴とは次の3つではないかと考えられる。(a1) 物質的豊かさは追及する一方で、(a2) 貧富の差の拡大はなるべく生じさせない、また (a3) 資源の節約などを通じて環境を保護する、ということだ。

すなわち、(b1) 経済成長率をある程度押し上げつつ、(b2) 社会保障強化や地方のインフラ投資により貧富の格差を是正し、(b3) 環境規制の強化や、エネルギー効率性の向上を図る、ということであろう。

なお、これらの発展時に問題が生じることがあるとすれば、(c1) リターンよりもコストがかかるインフラ投資が多く生じてしまうこと、(c2) 貧富の格差是正という名目のもと、イノベーションやアニマル・スピリッツの担い手となる起業家のインセンティブを削いでしまうこと、(c3) 環境規制の必要以上の強化によってエネルギー効率の低下が行き過ぎてしまう可能性、などが考えられるだろう。

「第2の100年奮闘目標の実現」のための「社会主義現代化強国」とは何か

まず「第1の100年」とは2021年の中国共産党創立100周年であり、それまでに「小康社会」（ややゆとりのある社会）を完成させ、絶対的貧困の問題を解消した、と宣言された。次の「第2の百年」とは、中華人民共和国成立100周年に当たる2049年のことであり、それまでに「社会主義現代化強国」を建設するというものである。

「社会主義現代化強国」は「国民全体の豊かさを実現し、総合的な国力と国際的な影響力が世界トップになる」と定義されている。それは2つの段階を経るとされており、具体的には「まず、2020年から2035年までの期間で社会主義現代化をほぼ実現し、2035年から今世紀中頃までの期間で中国を富強・民主・文明・調和の美しい社会主義現代化強国にする」とされている。

「国民全体の豊かさを実現し、総合的な国力と国際的な影響力が世界トップになる」という表現をさらに分解すれば、まず「国民全体の豊かさ」は、中国式現代化の中の物質的豊かさと同値であり、経済成長がそれをけん引すると考えてよさそうだ。その次の「総合的な国力」とは、経済のみならず、軍事力も含まれると考えられる。そして最後の「国際的な影響力」とは、貿易規模の大きさや国際通貨としての人民元の在り方、そしてグローバルに通用する理念の構築、などが考えられる。

2つのキーワードから導き出される5つの経済・社会政策の方向性

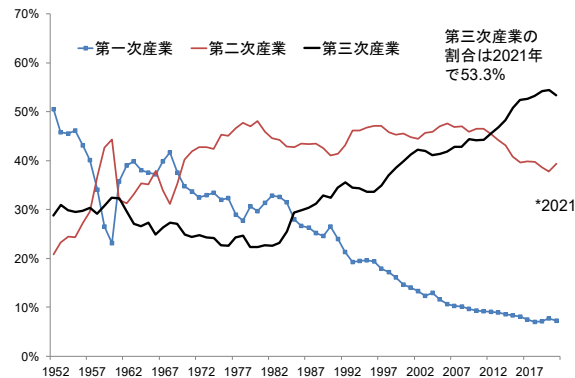
以上を踏まえ、たうえで、「中国式現代化」と「社会主義現代化強国」という2つのキーワードから見てくる中国経済の今後の政策の方向性は、以下の5点であると、われわれは考えている。まず、貧困の格差を拡大させない、という点から見える、(1) 社会保障の強化による中低所得層のサポートと(2) 地方を中心としたインフラ投資の増強である。次に、資源の浪費や環境破壊を行わないという点から、(3) 環境保護関連技術・規制の強化が見える。そして、総合的な国力という意味からは(4) 防衛力の強化、国際的な影響力からは(5) 人民元の国際化継続が考えられる。それぞれ見てみよう。

考えられる政策「格差是正」: (1) 社会保障の強化による中低所得層のサポート

まず(1) 社会保障の強化による中低所得層のサポート、である。背景にあるのは中国経済の構造的転換であろう。中国経済のGDP産業別構成比を見ると、2012年以來、それまで最大であった製造業を中心とした第二次産業の割合を、サービス業を中心とした第三次産業が上回る事となった。

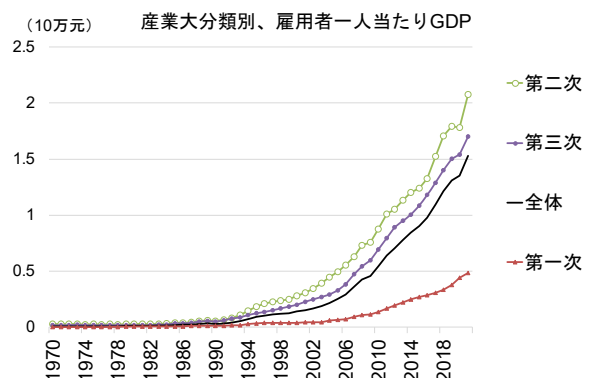
問題は、第三次産業の生産性(雇用者一人当たりのGDP)が、第二次産業のそれを下回っているという点である。おそらく資本装備率の高低が影響している可能性が高いが、それはつまり、中国経済において比較的生産性が低く、かつ高まりにくい産業の割合が増加しているということであり、中国経済全体の成長率を鈍化させてしまっている。いわゆる「サービス化」(GDPに占めるサービス産業の割合の高まり)に伴い、経済成長率が鈍化している形なのだ。

図表 2. 中国産業別 GDP 割合の推移



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 3. 中国産業別雇用者一人当たり GDP

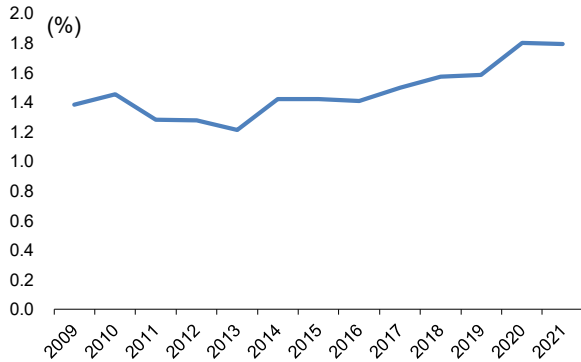


出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

よって、中国政府の政策焦点は、どうしても成長率という「量」よりは、その成長の中身である「質」へと転換せざるを得ない。過去の高度成長期が終わった日本がそうであったように、中国政府も同様の政策転換を行っている可能性が高い。

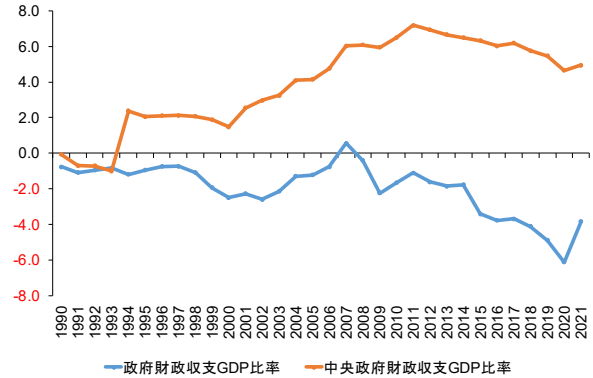
結果、財政支出に占める社会保障の割合は増大している。過去のシャドーバンキング債務を肩代わりした借換債の増発もあり、中国の公的部門は全体として赤字が拡大しており、社会保障費用は、その増大を含め、今後も財政負担になり続けると考えられる。

図表 4. 中国財政支出に占める社会保障の割合



出所：人民網より MUMSS 作成

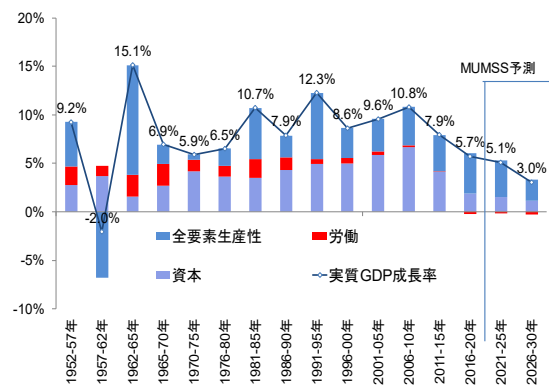
図表 5. 中国の公的部門の財政収支 (%)



出所：中国国家統計局より MUMSS 作成

なお、成長会計を用いた簡易予測では、2026 年以降の中国の平均実質 GDP 成長率は 3% 台まで低下していくとわれわれは想定している。

図表 6. 成長会計による中国経済成長率の分解



注：2010 年までは丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』表 1-1 より。2010 年以降は同著を参照に『中国統計年鑑』より MUMSS 作成。見通しは MUMSS。

出所：国家統計局国民経済核算司編『中国国内生産総値歴史資料 1952-2004』、丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』、より MUMSS 作成

図表 7. 成長会計による中国経済成長率の分解 (表)

年平均	GDP 成長率	資本 増加率	就業者 増加率	成長に対する寄与率			労働 分配率 (推計)	
				全要素 生産性 (TFP) 成長率	全要素 生産性	資本		
1952-57年	9.2%	8.6%	2.8%	4.6%	50%	30%	20%	0.68
1957-62年	-2.0%	9.7%	1.7%	-6.8%	-	-	-	0.62
1962-65年	15.1%	4.5%	3.4%	11.3%	75%	10%	15%	0.65
1965-70年	6.9%	6.8%	3.7%	2.0%	29%	38%	33%	0.61
1970-75年	5.9%	9.5%	2.1%	0.6%	9%	71%	20%	0.56
1976-80年	6.5%	7.8%	2.1%	1.8%	27%	55%	17%	0.54
1981-85年	10.7%	8.2%	3.3%	5.3%	49%	33%	18%	0.57
1986-90年	7.9%	9.5%	2.4%	2.3%	29%	54%	17%	0.55
1991-95年	12.3%	10.0%	1.0%	6.9%	56%	40%	4%	0.51
1996-00年	8.6%	9.9%	1.2%	3.1%	36%	58%	7%	0.50
2001-05年	9.6%	10.7%	0.7%	3.4%	35%	61%	3%	0.45
2006-10年	10.8%	11.7%	0.4%	4.0%	37%	62%	2%	0.43
2011-15年	7.9%	8.2%	0.1%	3.7%	48%	52%	0%	0.49
2016-20年	5.7%	4.6%	-0.3%	4.1%	78%	34%	-5%	0.59
2021-25年	5.1%	3.8%	-0.3%	3.8%	73%	31%	-3%	0.60
2026-30年	3.0%	2.8%	-0.5%	2.2%	73%	37%	-10%	0.60

注：2010 年までは丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』表 1-1 より。2010 年以降は同著を参照に『中国統計年鑑』より MUMSS 作成。見通しは MUMSS。

出所：国家統計局国民経済核算司編『中国国内生産総値歴史資料 1952-2004』、丸川知雄 (2013) 『現代中国経済』、より MUMSS 作成

考えられる政策「格差是正」：(2) 地方を中心としたインフラ投資の増強

次に、(2) 地方を中心としたインフラ投資の増強がある。貧富の格差を拡大させないためには、どうすればいいのか。

そのためには、裕福な人・企業からの富の分配を進める必要がある。例えば、2021 年 10 月に『求是』に掲載された習近平国家主席の「共同富裕を力強く推進する」との文章によれば、「共同富裕」について「一部の人の繁栄ではなく、また、整然画一的な平等主義でもない」と説明されている。よって「金持ちになるための努力と革新を奨励する」ため、「より多くの人が豊かになる機会を作り、誰もが参加できる発展のための環境を整えることが重要」とされている。

この「誰もが参加できる発展のための環境を整える」ためには、結局のところ、都市部だけではなく、農村部にまで、十分な環境整備が必要になるわけだ。それがインフラ投資の必要性へとつながってくる、とわれわれは考えている。さらに景気減速時にはインフラ投資による需要の刺激も重要となる。

図表 8. 中国のインフラ格差

2019年農村部ガス普及率31.4% (全国97.3%)
2020年農村部の生活污水处理率25.5% (都市部同95.53%)
2021年農村部水道普及率84% (都市部同99%)
2021年農村部インターネット普及率57.6% (全国73.0%)

出所：中国国家统计局、发展改革委、人民網より MUMSS 作成

考えられる政策「環境」: (3) 環境保護関連技術・規制の強化

それから、(3) 環境保護関連技術・規制の強化が考えられる。例えば、第 14 次五カ年計画の主要目標を見てみると、実質 GDP 成長率や労働生産性が「所期性」、つまり参考とされる目標として表されている一方で、GDP1 単位当たりのエネルギー消費量や森林率など環境に関する目標は「拘束性」、つまり必ず達成すべき目標として掲げられている。

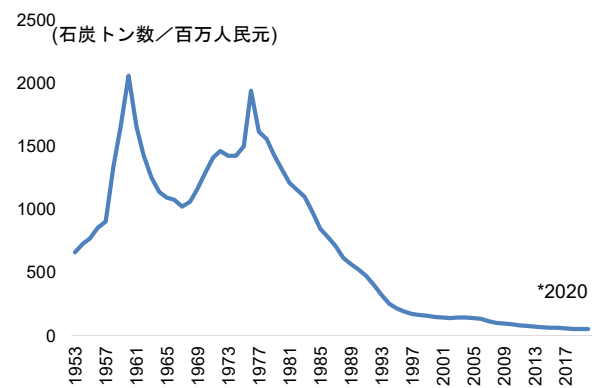
環境問題は、中国にとって、国民の生活の「質」を改善するという点においても重要だが、今後の輸出競争力を持つ産業の育成としても、またグローバルなリーダーシップをとるための理念としても重要であり、これらの重要性は今後、より高まってくると考えられる。

図表 9. 第 14 次五カ年計画の目標

第14次五カ年計画の数値目標	
指標	2025年目標
経済発展	
実質GDP成長率	合理的な範囲内を維持。各年は情勢に応じて目標を設定
労働生産性 (就業者人口1人当たりのGDP) 伸び率	実質GDP成長率超
常住人口都市化率	65%
民生・福祉	
国民1人当たり可処分所得の伸び	実質GDP成長率と同水準
都市調査失業率	5.5%以下
労働年齢人口の平均教育年数	11.3年
1千人当たりの医師数	3.2人
基本養老保険加入率	95%
1千人当たりの3歳以下の幼児託児施設	4.5所
平均寿命	+1歳
資源・環境	
GDP1単位当たりのエネルギー消費量	-13.5% 拘束性
GDP1単位当たりのCO ₂ 排出量	-18% 拘束性
都市の空気の質が優良な日の割合	87.5% 拘束性
耳皿 (飲用水) もしくはそれ以上に達している割合	85% 拘束性
1度エネルギーに占める非化石エネルギーのシェア	20% 拘束性
森林率	24.1% 拘束性

出所：人民網より MUMSS 作成

図表 10. 中国の GDP 単位当たりエネルギーの推移



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

考えられる政策「総合的な国力」: (4) 防衛力の強化

そして、総合的な国力だが、(4) 防衛力の強化、は当然含まれると考えられる。防衛費のみならず、兵力、兵器などを考慮した、ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) の軍事力ランキングでは中国は 3 位だが、今後 1 位のアメリカに追いつくべく、様々な形で強化を検討していくと考えられる。

考えられる政策「国際的な影響力」：(5) 人民元の国際化

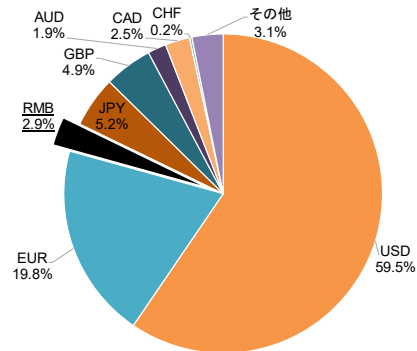
最後に、国際的な影響力から考えられるのは、世界における交易量の増加とそのためのサプライチェーンの確保もそうだが、やはり重要なのは (5) 人民元の国際化、であろう。少なくともアジア経済圏などにおいて取引通貨としての位置づけを高めれば、それだけ中国企業及び中国自体の国力は増強されうる。

図表 11. 軍事ランキング

ランキング(2022年)	アメリカ	ロシア	中国	日本	韓国	北朝鮮
	1	2	3	5	6	30
陸関連						
兵力(前線、千人)	1,390	850	2,000	240	555	1,200
兵力(予備軍、千人)	442	250	510	55	550	600
戦車	6,612	12,420	5,250	1,004	2,624	5,895
多連装ロケットシステム(MLRSs)	1,366	3,391	3,160	99	574	1,360
空関連						
航空機パワー	13,242	4,173	3,285	1,449	1,595	946
うち戦闘機・迎撃機	1,957	772	1,200	217	402	458
うち攻撃型ヘリコプター	910	544	281	119	112	20
海関連						
航空母艦	11	1	2	0	0	0
駆逐艦	92	15	41	36	12	0
潜水艦	68	70	79	21	22	35
その他						
軍事費(十億ドル)	770.00	154.00	230.00	47.48	46.32	4.50
核弾頭(FASより、2022)	5,428	5,977	350	0	0	20
核弾頭(SIPRI、2022)	5,428	5,977	350	0	0	20

出所：ストックホルム国際平和研究所 (Stockholm International Peace Research Institute) より MUMSS 作成

図表 12. 外貨準備に占める各通貨の割合 (2022 年 Q2 末)



出所：IMF より MUMSS 作成

まとめれば、「中国式現代化」と「社会主義現代化強国」という言葉から想定できる中国の社会・経済政策は今後、(1) 社会保障の強化による中低所得層のサポート、(2) 地方を中心としたインフラ投資の増強、(3) 環境保護関連技術・規制の強化、(4) 防衛力の強化、(5) 人民元の国際化の継続、という形になりそうだ。

党大会を受け、人民網に「今後 5 年間に中国が発展に力を入れる分野」を発表

なお、党大会を受けて、国営メディアである人民網に「【第 20 回党大会報告を読み解く】今後 5 年間に中国が発展に力を入れる分野」と題された記事が掲載されている。今後 5 年間という長期にわたる内容であることと、25 項目と多いため、われわれなりに分類してみた。

分類後の表を項目が多い順に見れば、「領土・外交」が 6 項目、「人材・技術」が 6 項目の同位最多となっている。その次に 3 項目ずつあるのが、「地域振興」、「社会保障」、「行政・体制」。「環境」が 2 項目、「防衛」も 2 項目。すべての項目に等しい優先順位が与えられているわけではないだろうが、重要度合いの目安にはなるだろう。

簡略にまとめれば、「対外政策を着実に行ったうえで、中長期的な成長率を押し上げるための人的資源・技術の開発。内政は社会保障などで補完しつつ、環境問題や防衛も忘れず」、ということだと考えられる。

図表 13. 「今後 5 年間に中国が発展に力を入れる分野」 (人民網)

今後5年間に中国が発展に力を入れる分野	
地域振興	(1) 新型の工業化の推進
地域振興	(2) 農村振興の全面的推進
地域振興	(3) 地域の協調ある発展の促進
環境	(12) 重要な生態系の保護・修復プロジェクトの実施を加速
環境	(13) 新型のエネルギーシステムの構築を加速
社会保障	(11) 重大な感染症の感染防止・抑制治療システムと緊急対処能力の整備を強化
社会保障	(22) 現代的公共文化サービスシステムを整備
社会保障	(24) 社会保障の拡大
人材・技術	(5) 国家イノベーションシステムの全体的効力の向上
人材・技術	(6) 主要・コア技術の難関攻略戦に断固勝利
人材・技術	(7) 世界的に重要な人材センター及びイノベーションにおける優位性の構築を加速
人材・技術	(16) 国防科学技術と武器・装備品の重大プロジェクトを実施
人材・技術	(21) 質の高い教育システムの構築を加速
人材・技術	(23) 雇用優先戦略を実施
領土・外交	(4) 高水準の対外開放の推進
領土・外交	(10) 中華文化の世界へのより良い発信を促進
領土・外交	(17) 国家の発展の大局への香港特別行政区と澳門特別行政区のより良い融合を支持
領土・外交	(18) 祖国統一の大事業を確固として揺るぎなく推進
領土・外交	(19) 各国と利益が重なる点の拡大に尽力
領土・外交	(20) グローバル・ガバナンスのより公正で合理的な方向への発展を後押し
防衛	(14) 国家の安全のための人民による防衛線を強固に構築
防衛	(15) 強大な戦略的抑止力システムを構築
行政・体制	(8) 全過程にわたる人民民主の発展
行政・体制	(9) 公正で効率的かつ権威ある社会主義司法制度の構築を加速
行政・体制	(25) 反腐敗闘争の難関攻略戦と持久戦に断固として勝利

出所:人民網より MUMSS 作成

共産党規約の改定も：「2つの確立」

そのほか、第 20 回共産党大会では、共産党の規約が改訂され、「2つの確立」が盛り込まれた。「2つの確立」とは、新華網によれば「習近平同志の党中央・全党の核心としての地位の確立、習近平新時代の中国の特色ある社会主義思想の指導的地位の確立」とされている。習近平総書記の権威強化のシンボルとして、2016 年の第 18 期中央委員会第 6 回全体会議 (6 中全会) では習近平総書記を別格の指導者である「核心」と位置づける文書が採択され、すべての党員は「習近平氏を核心とし、中央委員会を中心に結束すべき」とした。この「核心」という表現はこれまで、毛沢東、鄧小平、江沢民の 3 氏にしか用いられていなかった。2018 年に「二つの維護 (守る)」として、「習近平総書記の党中央の核心、全党の核心としての地位を断固として守ること」と「党中央の権威と集中統一指導を断固として守ること」が提出された。それが進化した形が、今回の「2つの確立」とされる。

その次なるステップである「領袖」の呼称も、主要幹部の間で徐々に広がってくる。歴史上「領袖」と呼ばれる指導者は、「偉大なる領袖」の毛沢東氏と、その後任の「英明なる領袖」の華国鋒氏とされるが、足元、主要幹部の間では「人民の領袖」と呼ぶことが増えたように窺われる (第 20 回共産党大会北京市代表团との討議で中央政治局常務委員の蔡奇氏、同湖北省代表团との討議で中央政治局委員の王晨氏ら)。

今後の中国について1つ言えるのは、権力の集中であろう。組織における意見の単一化や制約の欠如によりリスクが高まる面もあるため、資本市場では一部懸念を高めたと見られる（日本経済新聞 2022年10月24日付記事）。ただし、それは必ずしも悪いもののみではない。例えば、2021年全人代サイトに掲載された論説は「九竜治水」と言われる権限の分散化による弊害を取り除き、簡素化・効率化を追求すると説明した。問題は、今後、いかに行政効率の引き上げや、経済発展にプラスの効用を発揮するために運用するかということであろう。

ハプニング： 胡錦濤前国家主席の退席

なお、閉幕式の際に、習近平総書記の隣に座っていた胡錦濤前国家主席が会場係に連れられ、途中退席するという一幕があった。中国国営の新華社通信のツイッターの投稿によれば (<https://twitter.com/XHNNews/status/1583829797297598465>)、「新華網の劉嘉文記者は、胡錦濤が最近療養の時間をとっているにもかかわらず、第20回全国代表大会の閉幕式に出席することを主張したことを知った。会期中に体調が悪くなったとき、健康のため、スタッフが会場の隣の部屋で休ませたという。今は、だいぶ良くなった」と伝えている。

図表 14. 胡錦濤政権、習近平政権下の中国

	実質GDP成長率	人口成長率	新規都市部雇用人数	物価上昇率	固定資産投資伸び率	インフラ投資伸び率	住宅投資伸び率	小売売上高伸び率	貧困率変化幅	ジニ係数変化幅	生産年齢人口平均教育年数	寿命	大学院進学率	エンゲル係数変化幅
胡錦濤政権 (2002~12年10年平均)	10.55%	0.57%	4.19% (2012年 1,266万人)	2.95%	25.87%	16.10%	24.25%	15.22%	-2.86%	-0.12%	2.51% (2012年 9.9年)	0.40% (2012年 72.1歳)	-4.62% (2012年 9.44%)	-1.32% (2012年 33.0)
習近平政権 (2012~21年9年平均)	6.55%	0.43%	0.03% (2021年 1,269万人)	2.00%	8.74%	10.61%	8.34%	8.97%	-1.13%	-0.16%	1.07% (2021年 10.9年)	0.46% (2021年 78.2歳)	4.68% (2021年 14.24%)	-1.13% (2021年 29.8)

注：胡錦濤政権は2002~2012年の10年間の平均、習近平政権は2012~2021年の9年間の平均。インフラ投資伸び率は電力・ガス・水道を含めたMUMSS試算値に基づき計算。うち胡錦濤政権期間のインフラ投資伸び率はデータ制約のため2005~2012年データを使用。貧困率は各年の単純平均値。胡錦濤政権期間の貧困率はデータ制約のため2005~2012年データを使用。ジニ係数は、胡錦濤政権期間はデータ制約のため、9年間平均伸び率となる、習近平政権は2020年までの8年間平均となる。
出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

党大会の注目すべきポイントその2、指導部人事の決定と中国経済への影響

人事面においては2つの注目点があったと言える。

第1に、人事方針の変更だ。68歳定年制という従来の慣例（「七上八下」つまり67歳以下は続投、68歳以上は引退）が、「能上能下」方針に変更されたという点だ。

「能上能下」は、2022年9月に共産党中央組織部が表した条例「幹部の「能上能下」を推進する規定」によれば、「有能な者は昇進、優秀な者には奨励、凡庸な者は降格、劣等な者は淘汰との幹部の採用環境を促進する」と定義された。つまり、年齢ではなく能力により幹部の昇格・降格を決めることになった。年齢制限をなくすための変更であったと解釈されうる一方で、今回を含めた今後の人事選定において個人能力や成果がより重視されることになった、とも読み取れる。

なお、国営メディア新華社通信は最高指導部7名の選出過程について報じた¹。習近平氏による「面談方式」が柱だった。習近平政権の2期目を決定する第19回共産党大会（2017年）と同様の選出方式だが、面談人数は30人と、前回共産党大会前の57人²から減少した。面談対象は、第20

¹ http://www.news.cn/politics/cpc20/2022-10/24/c_1129077854.htm

² http://www.xinhuanet.com/politics/19cpcnc/2017-10/26/c_1121860147.htm

回共産党大会は「現任の中央政治局委員、中央書記処書記、国家副主席、中央軍事委員会委員」と報じられたことに対し、第19回は「現任の党と国の指導部、中央軍事委員会委員、党内の「老同志」（党内長老）」だった。

第2に新しい最高指導部の顔ぶれの特徴である。大会が閉幕した翌日（2022年10月23日）に開催された第20期中央委員会第1回全体会議（1中全会）は、習近平総書記（国家主席、69）の3期目続投を正式に決定し、今後5年間に中国を仕切るトップである政治局常務委員7名を選出した。第20期中央委員会政治局常務委員に選出されたのは、習近平氏のほか6人で、習近平総書記に近い人物たちとされる（図表15）。

では、新しい指導部の人事が中国経済にどのような影響を与えるのか。判明していることは、足元、非常に少ないものの、現時点で1つ考えられるのは、経済発展は引き続き政策の重要課題であるということだ。

習近平総書記を除く第20期政治局常務委員の経歴を見ると、少なくとも4名が東部沿岸部など経済規模の大きい省・市（上海市、広東省、浙江省など）の重要職務を歴任した経験を持つ（李強氏、蔡奇氏、丁薛祥氏、李希氏）。第19期政治局常務委員は2名にすぎなかった（汪洋氏、韓正氏）。

一部海外メディアでは、中国は成長重視から離れ、市場経済を重視する「改革開放」路線に幕が下ろされつつあるとの観測（日本経済新聞2022年10月18日付記事）もあったようだが、習近平氏の共産党大会報告書での発言や、新しい指導部の人事選定などがその懸念を一部解消したとも言えそうだ。「質の高い発展」、改革開放などは、党の最高指導部の重要部分になると考えられる。

図表 15. 第20期中央委員会政治局常務委員

名前	中国語読み	年齢	任期	現職	
李 強 (り・きょう)氏	Li Qiang	63	新任	上海市トップ	習近平総書記が浙江省のトップを務めた際の秘書長
趙楽際 (ちよう・らくさい)氏	Zhao Leji	65	再任	中央規律検査委員会トップ	習近平総書記の出身地陝西省トップを歴任
王滬寧 (おう・こねい)氏	Wang Huning	67	再任	中央書記処書記	江沢民・胡錦濤・習近平政権を理論面で支えた
蔡 奇 (さい・き)氏	Cai Qi	66	新任	北京市トップ	福建省と浙江省で習近平総書記の部下
丁薛祥 (てい・せつしょう)氏	Ding Xuexiang	60	新任	中央弁公庁トップ	習近平総書記が上海市のトップを務めた際の秘書長
李 希 (り・き)氏	Li Xi	66	新任	広東省トップ	習近平総書記の父親習仲勳ゆかりの地出身

注：現職は2022年10月現在
出所：新華社通信、NHKよりMUMSS作成

次期首相の有力候補とされる李強氏：どれくらいの権限があるのかは不透明だが、経済への考え方は親市場派か

習近平総書記を除く上記6名の常務委員のうち、特に李強氏が注目されている。上海市党委員会書記の李強氏（63）は習氏に次ぐ党内序列2位。過去の例を見れば、来年（2023年）3月に退任する李克強首相の後任となる可能性が高いとされる。一方、同氏が次期首相候補に抜擢されたことに関し、海外メディアや市場関係者の反応は芳しくないようだ。

New York Times（2022年10月23日付記事³）は、同氏が「北京での勤務経験はなく、國務院やその下の政府機関を歴任した経験もない」ことから、「習氏の継続的な支援に大きく依存することを意味する」と指摘した。朝日新聞（2022年10月23日付記事⁴）は李氏について「習氏の目の動きだけで要求が分かった」と紹介し、中央での勤務経験のなさを不安材料とした。日本経済新聞（2022

³ <https://www.nytimes.com/2022/10/22/world/asia/li-qiang-shanghai.html>
⁴ <https://www.asahi.com/articles/ASQBR674KQBRUHBI032.html>

年10月24日付記事⁵)は「中国では首相に登板する前に副首相として経験を積ませる慣例がある。李強氏は、副首相は未経験だった」と、懸念を表明した。

ただし、われわれが2013年からの各種の中国語記事を整理したところ、李強氏が意外に親市場的であった可能性も見える。

まず、経歴から見れば、李強氏はとりわけ経済の発展が優先とされる東部沿海地区で活動してきた。浙江省出身の同氏は、浙江省温州市トップ(2002~2004年)、浙江省トップ(2012~2016年)、江蘇省トップ(2016~2017年)、上海市トップ(2017年~現在)を歴任している。浙江省温州市は民営経済の繁栄で有名、浙江省・江蘇省・上海市の全国GDPに占める割合の総額は20.4%だった(2021年)。

なお、同氏の執政方針は比較的に市場派、改革派寄りと考えられる。中国の経済紙、財新網の2013年の記事に、浙江省トップ在任中の同氏に市場改革のイニシアティブとしてインタビューしたコラムがあった⁶。浙江省温州市の金融改革や浙江省の市場化改革を主導した同氏は、政府の「無為」、「見えざる手」の重要性を強調した。2014年⁷の報道では、同氏が政府の行政権力縮小や手続き簡素化の改革を主導し、半年の間で行政手続きが1.23万項目から4,236項目まで減少したとされた。2018年、同氏の上海市トップ在任期間中に国営メディアの人民網が再度、同氏をインタビューし、同氏は「期待に応えるために…(中略)上海が改革開放の核心と発展の先行者であり続けることに努力する」と語っている⁸。

しかし、それでも以下の2つの点に注意しておく必要がある。まず(1)これまでの経歴から市場親和的な見解を持つ可能性があるとはいえ、最終的な政策の方向性に対して決断を下すのは習近平国家主席であると考えられる。よって、首相という位置が実際にどこまでの裁量があるのかは不明瞭である。次に(2)李強氏自身の考え方がここ数年で変わってきている可能性もある。上記資料は最新の内容とは言えない。最近の動きとして、ゼロコロナ政策に基づき、都市が封鎖されたことを考えれば、上海市トップとして、経済よりも中央の政策意図を汲み取ったうえでの行動を優先させた可能性もあるからだ。とはいえ、「親市場派の実用主義者は姿を消した」(ロイター)と判断するには時期尚早であるとも言えよう。

現任の李克強首相(67)のほか、中国人民銀行の易綱総裁(64)も、党高層である中央委員や中央委員候補の名簿から外れた。これは、従来の人事選定から見れば、李克強氏と同様、現職から退くことを意味する。後任はまだわからず、である。

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住所: 東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail: lee-chiwoong@sc.mufg.jp TEL: 03-6627-5234

⁵ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOGM242H40U2A021C200000/>

⁶ <https://magazine.caixin.com/2013-12-06/100614416.html?p0#page2>

⁷ <https://weekly.caixin.com/2014-12-12/100762388.html?p0#page2>

⁸ <http://cpc.people.com.cn/n1/2018/0612/c64094-30052055.html>

**2023 年は、景気支援策を受け、緩やかな持ち直しへ**

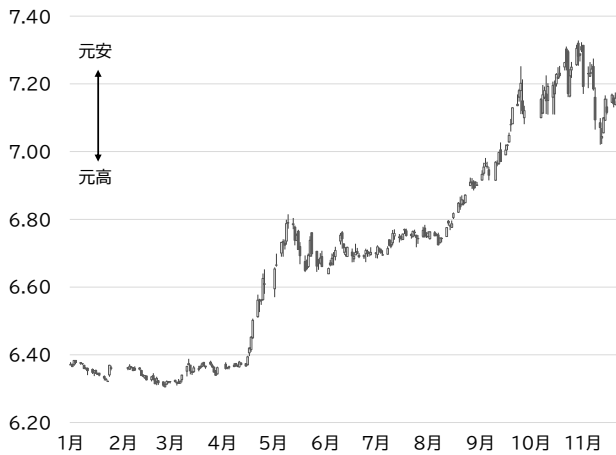
三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

2022 年のレビュー

中国人民幣（以下、「人民幣」）の対ドル相場は 6.36 台後半で取引開始後、1 月末からの春節休暇を控えて（人民幣）資金調達動きが活発化すると、26 日には 6.32 台まで上昇した。春節休暇明けの 2 月も人民幣は底堅く推移し、2 月 24 日にはロシアがウクライナに侵攻したことで、リスク回避のドル高となったものの、人民幣への波及は限られた。3 月 1 日には、年間高値となる 6.3048 まで上昇している。しかし、FRB が 3 月に利上げに着手すると、俄かにドル買い人民幣売りが優勢となり、4 月半ばまでは 6.34~6.38 のレンジで推移した。また、3 月末から約 2 ヶ月間にわたって上海市がロックダウンされたこと、その間に中米長期金利差が 2010 年以来の米国優位の形勢となったことを受けて、人民幣は 5 月にかけて 6.81 台まで下落した。その後しばらくは 6.70 大台での推移が続いたが、8 月 15 日に中国人民銀行（以下、「人民銀」）が中期貸出ファシリティ（MLF）金利を引き下げると、一段と人民幣安が進んだ。9 月半ばには、心理的な節目である 7.00 を下抜けたが、人民銀は外貨リスク準備金比率の引き上げなど、過度な人民幣安を抑制する姿勢を示す一方で、景気支援のための金融緩和方針を維持したこともあって、その後も人民幣安地合いが続いた。11 月 1 日に本稿執筆時点での年間安値 7.3280 まで下落した後は、FRB のタカ派姿勢が軟化するとの見方が台頭したことや、中国国内のゼロコロナ政策が緩和されるとの報道などを受けて人民幣安圧力は若干緩和。一時は 7.02 台まで反発し、本稿執筆時点では 7.13 台で推移している（第 1 図）。

対円相場は、18.09 台で取引開始後、ウクライナ情勢の緊迫化を受けたリスク回避動きを背景に、円高が進んだ。しかし、3 月以降は円安が進行し、4 月には 2015 年以来の 20 大台まで上昇。その後も、3 月末~5 月の上海市ロックダウン、8 月初めのペロシ米下院議長の訪台といったタイミングでは円の買戻しも見られたものの、10 月までは断続的に水準を切り上げる展開となった。もっとも、10 月末以降は、FRB のタカ派姿勢に軟化の兆しが見られたことで円の買戻しが優勢となっており、足もとでは 19.4 台で推移している（第 2 図）。

第 1 図：人民元対ドル相場 (2022 年初来日足)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民元対円相場 (2022 年初来日足)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

2023 年の見通し：中米金融政策格差は、緩やかに縮小へ

2022 年は、対ドル相場こそ 2007 年 12 月以来の安値まで下落したが、名目実効為替相場である CFETS 人民元指数は 2021 年 5 月以来の安値圏にとどまっている。振り返ると、ここまでの対ドル相場下落は、「ドル高」が牽引役になっていたと言える。FRB と人民銀の金融政策格差が強く意識されたが、FRB の強力な金融引き締め姿勢があつてこそ。積極的な利上げにより、米国の長期金利も大幅に上昇し、結果として中米間の長期金利差が中国不利に傾いたことで、対ドル相場は人民元安となった (第 3 図)。すでに FRB のタカ派姿勢には軟化の兆しがみられており、FRB の金融政策スタンスをドライバーとしたドル高は最終局面にあると考えられる。2023 年の早い時期には利上げが停止され、年末には利下げの可能性も視野に入る。こうしたなかで、2023 年はドル安地合いに転換するとみる。

景気下支えのために、人民銀は金融緩和を継続

一方、人民銀は当面、金融緩和方針を維持すると予想される。ゼロコロナ政策が続けられるなか、中国経済は不動産市況の低迷など内需の減速が長期化している (第 4 図)。人民銀は、景気支援を継続する必要があると言えよう。加えて、今後は世界経済の減速に伴って輸出の減少が想定される。コロナ禍の 2020 年半ば以降、衛生用品や電子機器などの輸出が増加してきたが、10 月の輸出は前年比▲0.3%と、2020 年 5 月以来の前年比マイナスとなった。今後は、積極的な金融引き締めによって米欧の景気減速が本格化するとみられ、輸出の伸びは一段と鈍化すると考えられる。

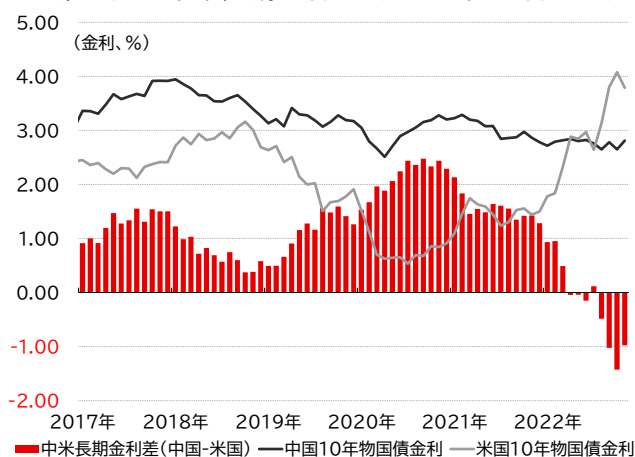
このような状況を踏まえて、人民銀の易綱総裁は「消費や投資、雇用を下支えするために金融緩和を維持する」と発言¹。世界的なインフレ下にあつて、中国も例外ではなかった。ただ、政府は低所得世帯向けの消費券の配布や、豚肉価格を抑制するための国家備蓄放出など措置を活用した物価抑制に舵を切っている。こうした対策が奏功し、消費者物価指数は人民銀が目標とする、前年比+3.0%前後を下回っているため、金融緩和を妨げる環境にはないと言える。人民銀は、金融緩和の結果として中米金融政策が意識され、対ドルで人民元安となること自体は容認するスタンスと解釈し

¹ (出所) 中国人民銀行の以下サイト、「二、下一步工作考虑 (一) 继续实施稳健的货币政策」に記載の内容を参照。
<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4693957/index.html>

ていいだろう。2021年にかけての人民元高により、国内輸出企業には相当な負荷がかかっていたが、外需が鈍化するなかで、輸出企業を支援することも企図していると考えられる。

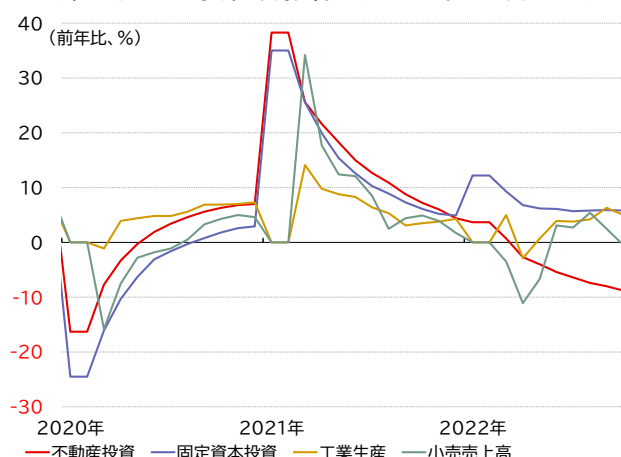
なお、人民銀は、金融機関に対して不動産業向け融資を拡大するように通達を出した²。加えて、11月25日には、12月5日付で金融機関の預金準備率を25bp引き下げを公表した。4月に続き2022年2回目の引き下げとなる。なお、預金準備率の引き下げに際して人民銀は、「緩和的な金融政策を強化する」との声明を発出³しており、2023年も一層の金融緩和が検討される可能性がある。このため、ドル高局面が転換した後も、人民元高進行を抑制することとなりそうだ。

第3図：中米長期金利差 (2022年11月まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：主要経済指標 (2022年10月まで)



(資料) 中国国家统计局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

ゼロコロナ政策は、年前半に一層緩和されると予想

中米金融政策格差の背景にあったゼロコロナ政策は、2023年3月に全国人民代表大会(全人代)が閉幕し、新政権が正式に発足した後に一層の緩和が進められると予想する。11月末の本稿執筆時点では、上海市がロックダウンされた3月末～5月時点と同程度の新型コロナ感染者数が確認されている(第5図)。主要都市の一部では、局所的なロックダウンが実施されているが、これまでとは異なり、共産党や政府は画一的な規制強化を行わないよう地元政府当局に呼びかけており、経済活動再開への配慮を強く滲ませた対応を取るようになってきている。また、今後は吸入式のコロナワクチンの普及で、高齢者のワクチン接種が進む見込みだ。全人代が開催される3月までに、規制緩和に踏み切りやすい環境を整えていくと考えられる。ゼロコロナ政策は、景気減速の最大の要因と考えられており、緩和方針がはっきり示されれば、企業景況感や投資家心理は改善しよう。中国向けの直接投資や証券投資の拡大も期待され、人民元を下支えすることとなりそうだ。

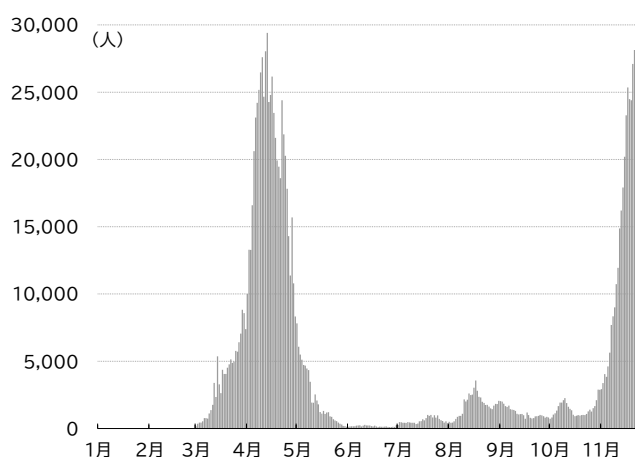
もっとも、11月に若干緩和された入国者の隔離措置に関しては、感染を再拡大させるリスクを伴うものとして、完全に撤廃することにはならないと予想する。中国人観光客がコロナ禍前のように自由に国外旅行を楽しむ環境に回帰することは、国際収支の観点ではサービス収支の「悪化」を招くものとなる。この先、貿易収支の黒字縮小が予想されるなか、海外渡航の制限を維持することによるサービス収支悪化の回避は、人民元にとって支援材料となることは意識しておきたい(第6図)。

² (出所) 中国人民銀行の以下サイト、「一、保持房地產融資平穩有序」に記載の内容を参照。

<http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4720023/index.html>

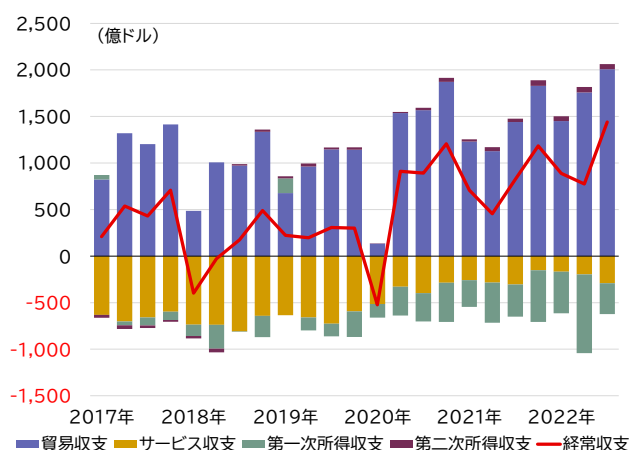
³ (出所) 中国人民銀行の以下サイトを参照。 <http://www.pbc.gov.cn/goutongjiaoliu/113456/113469/4721642/index.html>

第5図：新型コロナ感染者数
(2022年11月22日まで)



(資料) 中国国家衛生健康委員会より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：経常収支 (2022年第3四半期まで)



(資料) 中国国家外貨管理局より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第1表：2023年の予想レンジ

	23年1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
対ドル	6.80～7.30	6.70～7.20	6.60～7.10	6.50～7.00
対円	18.4～21.1	18.3～21.0	18.2～20.9	18.1～20.8

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022年11月25日脱稿)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



**「華南ビジネス最前線」
第56回 ～香港 2022年施政方針を発表
成果重視の政権運営へ、KPIで政策の進捗を「見える化」**

三菱UFJ銀行
香港法人営業部
アドバイザー室

2022年10月19日、香港特別行政区の新政権トップである李家超（ジョン・リー）行政長官（以下、「李長官」）は、就任後初となる施政方針演説を行った。今回の演説では、香港の競争力の強化に焦点を当て、一国二制度の維持やグレーターベイエリア¹（以下、「GBA」）との連携強化策の他、企業・人材の誘致、イノベーション推進、各産業に対する支援策などを盛り込んだ。本稿では、施政方針の内容を抜粋して紹介したい。

1. 施政方針演説の概要

李長官は演説の冒頭で、習近平国家主席の「七一重要講話」²に言及しつつ、国家安全および発展利益が一国二制度方針の大原則であり、香港の長期的な繁栄と安定的な発展にとって最適な制度であることを強調した。また、一国二制度の全面的な実施において、愛国・愛香港の価値観の普及および法体制と統治力の強化が不可欠であることを述べた。さらに「成果を出すことを目標とする」を李長官の政権スローガンとして、各政策・施策遂行において主要業績評価指標（Key Performance Indicator：KPI）を設定する他、「行政長官の政策グループ」と「レッドチーム（政策等の有効性を確認するチームを指す）概念」などを導入し、今後の政策策定や遂行に多角的な検討、管理を行うことが必要であると続けた。

2022年度の施政方針では、香港の国際金融・物流センターとしての競争力向上のための対策を打ち出している他、労働人口の流出など香港の競争力に関わる課題や土地・住宅問題など民生関連の課題を認識し、それに対応した具体的な対策を明示している。労働人口の流出問題については、高度人材の誘致や定着のための対策、土地・住宅問題については北部都会区³の開発や人工島の建設、交通インフラの建設などの都市開発計画を期限付きで定めている。

以下、今回の施政方針の概要と当室の見解を紹介する。

¹ 広東省珠江デルタ地域所在の9つの都市（深セン、東莞、惠州、広州、肇慶、仏山、中山、珠海、江門）と、香港及びマカオ特別行政区から構成される都市圏である。

² 詳細は当室が発行するニュースフォーカス【2022年第7号】を参照：
<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2022-07JP.pdf>

³ 詳細は当室が発行するニュースフォーカス【2022年第1号】を参照：
<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2022-01JP.pdf>

2022 年行政長官施政方針演説 主な内容 (一部抜粋)

分野	内容
政治・ガバナンス	<p>国家安全および一国二制度の維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「香港国家安全維持法」⁴ を基に、国家安全を脅かす行為やテロの防止対策として取締りと情報収集を強化 ▪ 憲法と基本法に関する宣伝を強化し、国家の発展状況と一国二制度に対する香港市民の理解を深める ▪ 国家安全、アイデンティティ、愛国・愛香港の価値観等に関する国民教育の強化 ▪ 香港基本法第 23 条、データセキュリティ法のパブリックコメント (意見募集案) および立法準備作業、区旗と区章条例の改正 <p>行政力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 政策研究・遂行管理に、「行政長官政策グループ」を設立し、各政策において KPI を設定する ▪ 「成果を出すことを目標とする」を基に、公務員管理制度を見直し、公平な適職診断、奨励計画、トレーニングを提供
企業・人材誘致	<p>「重点企業誘致弁公室」の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ バイオテクノロジー、人工知能とデータサイエンス、フィンテック、先進製造、新エネルギー等の産業を中心に、中国および海外のリーディング企業を誘致 ▪ ターゲット企業リストを作成し、テラーメイドの優遇税制、財務・土地支援を提供 ▪ ビザ申請、生活上のワンストップサービスの提供 ▪ 2022 年内に「重点企業誘致弁公室」を設立し、300 億香港ドルの「共同投資基金」を新設 ▪ 2027 年までに革新的なハイテク企業 100 社以上、うちリーディングカンパニーを 20 社以上誘致 <p>高度人材誘致の強化に「人材サービス窓口」を設立</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 一定の条件を満たす人材に、最長 2 年間の就業を認める「高度人材通行証計画」を推進 ▪ 「一般就業政策」、「中国人材誘致計画」、「留学生の香港就業計画」等の条件緩和 ▪ 2023~2025 年の人材誘致計画に基づいて誘致する高度人材目標：35,000 人
競争力の強化	<p>「香港投資管理有限公司」の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 香港政府主導で「未来基金」下に設立したファンドを統合管理し、戦略的な産業投資および企業誘致・サポートを提供 <p>「香港国際仲裁センター」</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2022 年 11 月に開催した「香港法律ウィーク 2022」を起点とし、香港を拠点とする法律専門代表団を結成し、香港の国際仲裁センターとしての優位性を PR ▪ 金融サービス、イノベーション、クリエイティブ等の産業に、法律ガイドラインとツールを作成し、新興産業発展を支援 ▪ 香港と GBA の司法協力においては、ワーキンググループを設立し、実務面の連携を深化 ▪ 2023 年に GBA 専用のオンライン仲介・紛争解決プラットフォームを構築 <p>知的財産権区域貿易センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「知的財産権条例」の改正案でデジタル知的財産権の保護を強化 ▪ 国家知的財産権局とのパイロット政策として、香港市民が行った中国国内の発

⁴ 詳細は当室が発行するニュースフォーカス【2020 年第 8 号】を参照：
<https://www.bk.mufg.jp/report/chi200402/NF2020-08JP.pdf>

	<p>明・特許申請を優先的に審査</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024 年までに制度設計を立ち上げるとともに、審査人員を増員 香港知的財産権貿易および関連専門サービスの対外的宣伝を強化 <p>ファミリーオフィスの誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> 一定条件を満たしたファミリーオフィス（富裕層に資産管理および運用サービスを提供する組織）に対し優遇税率を提供するため、年内に立法会へ条例改正案を提出 2025 年までに 200 社以上のファミリーオフィスによる香港における会社新設および業務拡大を誘致
<p>国際金融ハブとしての地位向上</p>	<p>IPO（新規公開株）規則の改定</p> <ul style="list-style-type: none"> メインボード（大型優良企業向け市場）の上場規則を改定し、利益や実績のないハイテク企業への融資をより容易に SME（中小企業）とスタートアップ企業の効率的な資金調達のため GEM（成長企業向け市場）を活性化 <p>オフショア人民元センターの機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 人民元決算の投資商品、為替ヘッジ商品の多様化を推進 人民元株取引の推進に DTDC モデル⁵ で購入した株にかかる印紙税は免税可能 「金利スワップコネクト」の北行き⁶ 導入準備作業 「ボンドコネクト」の南行き⁷ 制度を改善し、点心債（中国本土以外、主に香港で発行・流通するオフショアの人民元建て債券）の取引および発行を推進 南沙、前海等 GBA 都市にて保険サービス窓口を設置し、香港の保険商品を所有する大湾区市民にアフターサービスを提供 <p>グリーンファイナンス</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際グリーン・ファイナンスハブとして、中国国内および海外のグリーン企業に資金調達のプラットフォームサービスを提供 温室効果ガス排出権の取引所として発展し、香港証券取引所と広州の金融機関との連携・協力を支援 <p>フィンテック</p> <ul style="list-style-type: none"> 年内に「商業データ交換」⁸ を立ち上げ、SME 企業の融資格付けをサポート 仮想資産のサービスプロバイダーに向けて法定ライセンス制度を導入 香港域内にて「デジタル人民元」のクロスボーダー決済のパイロット導入を拡大
<p>イノベーションハブの構築</p>	<p>「香港イノベーション・テクノロジー発展ブループリント」を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の発展の方向性と重点政策を発表 <p>イノベーション産業チェーンの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 100 億香港ドルの「産学連携+1 プログラム」を設立し、100 件以上の大学 R&D プロジェクトのスタートアップ化・商品化に資金支援を提供 「重点企業誘致弁公室」と連携しながら、50 億香港ドルの「戦略性イノベーション・ファンド」を活用し、中国本土と海外から 100 社以上のハイテク企業を港深イノベーション・テクノロジーパークに誘致 2024 年より落馬洲河套地区にてイノベーション発展用の土地をバイオテクノ

⁵ 「Dual Tranche, Dual Counter Model」の略称であり、香港証券取引所にて株を公開・発行する際、2つの為替（香港ドルと人民元）での取引を可能にするモデル。

⁶ 「金利スワップコネクト」（Interest Swap Connect）とは、中国本土と香港の間で金利スワップ市場の相互取引を可能にする制度。「北行き」は、香港から中国本土へのアクセスが可能になり、「南行き」は、逆に中国本土から香港へアクセスすることが可能になる。

⁷ 「ボンドコネクト」（Bond Connect）とは、中国本土と香港間の債券相互取引を可能にする制度。香港から中国本土への取引は「北向通」、中国本土の投資家による香港市場での取引は「南向通」という。

⁸ 「商業データ交換（商業データ通）」（Commercial Data Interchange）とは、企業の業績、運営成果のデータを集めたプラットフォームを指す。

	<p>ロジ、人工知能とデータサイエンス、先進製造と新エネルギー等の企業へ優先的に供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 「イノベーション人材輸入計画」を改善し、イノベーション人材雇用の助成金や生活サポートを提供 <p>スマートシティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 2024 年より公共行政サービスを全面的にデジタル化 業界のデジタル化、イノベーション応用のために、公営および民間機関のオープンデータを推進 スマート GBA 構築に向け、中国本土のデータを香港にて使用可能にすることを検討・交渉 新築建物に対する 5G 支援の通信インフラ設置の義務化に向けて、2023 年より関連条例の改正を行う
<p>ビジネス環境</p>	<p>国際貿易ハブ</p> <ul style="list-style-type: none"> RCEP⁹ 加入のロビー活動、宣伝活動を強化 「会議・展示会産業助成金計画」を 2023 年 6 月まで延長し、その後、新たに 14 億香港ドルの支援プロジェクトを開始。今後 3 年間に 200 件以上の展示会の開催を支援 SME 助成金の拡大、GBA 販路の開拓支援、銀行ローンの弁済支援制度等 SME 支援を提供 <p>国際物流ハブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 海運企業の誘致に向けて優遇税制の導入や「スマート港」を推進 中国本土行きのクロスボーダートラックの効率向上のため通関手続きの簡素化 「港深西部鉄道」と北環線の計画・建設に合わせ「ワンストップでの出入国検査・通関手続」導入を検討 現代物流サービスのハイレベルな発展を目指し、スマート物流の導入や、新鮮食品、医薬品など付加価値が高いコールドチェーン貨物の物流を強化 <p>再工業化</p> <ul style="list-style-type: none"> 大埔に 2 カ所目の「先進製造センター」を建設し、製造業のイノベーション活用、スマート生産を支援 「再工業化支援計画」を通じて、今後 5 年間香港のスマート生産ラインを 4 倍に増加
<p>インフラ発展</p>	<p>北部都会区</p> <ul style="list-style-type: none"> 北部都会区の開発建設の進捗管理やガバナンス強化のため、「北部都会区監督委員会」と「北部都会区諮問委員会」を新設し、開発建設のタイムコストの半減を目指す 2027 年までに古洞北、粉嶺北、洪水橋、厦村、元朗南等の大型発展を完成させ、2032 年までに一部入居可能に 商業用地と住宅用地の容積率をそれぞれ 9.5 倍と 6.5 倍まで引き上げ 政府機関、文化施設、スポーツ施設、学校、病院など社会インフラを整え、一部の政府機関を北部都会区に移転 <p>交椅洲（ガオイチョウ）人工島</p> <ul style="list-style-type: none"> ランタオ島の近隣に約 1,000 ヘクタールの人工島を建設し、2025 年から埋め立て工事を開始 新たな鉄道、道路、トンネルを建設し、交椅洲人工島を香港島西部、ランタオ島および新界西北とつなぎ、第三のコア商業地区を構築する 都市設計、インフラシステムと社会生活にスマート、グリーン、防災の各要素を取り入れる <p>交通ネットワーク</p>

⁹ 地域的な包括的経済連携（Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement）協定の略称。

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 「北都公路」、「沙田バイパス」、「將軍澳—油塘トンネル」を新設し、「11 号幹線」、「青衣とランタオ島の接続道路」、「屯門バイパス」、「獅子山トンネル」など既存幹線道路の修繕工事の推進 ▪ 「港深西部鉄路」、「中鉄線」、「將軍澳線南延長線」を新設し、北部都会区につなぐ、その他の鉄道路線を敷設し、2027 年に北環線古洞駅の利用開始 <p>都市再開発・整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2022 年に「都市企画条例」、「土地回収条例」、「前浜と海底（埋め立て工事）条例」、「道路（工事、使用および補償）条例」、「鉄道路条例」の改正案を提出し、土地再開発期間を短縮 ▪ 建築 BIM（コンピューター上に建物の 3D モデル（BIM モデル）を構築し、建築に関わるすべての関係者が共同で建物を計画、設計、構築できるようにする仕組み）を用いた予測図と工程表による建築確認申請・審査を 2024 年に導入予定 ▪ 都市開発または工業用地の使用権回収における補償制度を新界農地まで適用拡大し、手続きを簡素化 ▪ 老朽化した集合住宅の再開発において、建物の築年数に応じて必要な不動産所有者の承認割合を引き下げ、手続きを簡素化 <p>環境保全とカーボンニュートラル</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ ごみのポイ捨てや店舗による無断通路占領の取締りの強化や、公共スペースの美化を推進 ▪ リサイクルとごみ減量の推進に向けて、来年より都市ごみ処理有料化を実施 ▪ 2035 年またはその前にガソリン車とハイブリッド車の新規登録を停止し、今後 3 年間で電気自動車（EV）用の充電スタンドを 7,000 基増やす ▪ 2023 年に EV タクシーや水素燃料電池バス・大型車両の試験運用を開始し、2027 年年末までに EV バスと EV タクシーをそれぞれ 700 台と 3,000 台サービス提供開始 ▪ 2025 年またはその前に、EV 公共交通および商用車のロードマップを策定し、水素利用車両の長期計画を制定する
<p>民生</p>	<p>住宅の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2026～2027 年度の公営住宅入居待ち時間を従来の 6 年から約 4 年に短縮し、2023～2028 年の間に全体公営住宅の供給数を約 15 万 8000 戸まで増やす ▪ 2027 年までに新たに「仮設公営住宅」約 3 万件を建設し、3 年以上入居待ちの申請者の仮住まいとして入居可能に <p>医療サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「低所得者医療健康ブループリント（計画）」を策定し、地域リハビリセンターをハブとして低所得者に医療サービスを提供 ▪ 東洋医学クリニックに助成金を提供し、医療費の助成を年 60 万件から 80 万件に増やす ▪ 2023～2024 年度から専門科受診の待ち時間を 20%短縮 ▪ 「病院発展の 10 カ年計画」を策定し、2027 年までに約 4,600 床と手術室 80 室を増やす。また、「北部都会区」にて医療・病院ネットワークを構築 ▪ 「eHealth」アプリを推進し、公立・私営病院が共有する患者情報システムを構築 <p>労働者給与と災害防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「最低賃金委員会」による法定最低賃金の設定および検討・見直しを定期的に行う ▪ 「破産による賃金未払保障ファンド」の制度を改善し、法律相談サービスや雇用主破産・会社清算の代行申請などのサービス提供 ▪ 人手不足問題の対応に、2023 年より就業者再訓練局の助成金制度を拡大する ▪ 労働災害・事故関連の条例を改定し、雇用主の責任や違法行為をより厳しく追

	<p>求し、最高罰則の罰金額を引き上げる</p> <p>青少年育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 2022 年内に政府初の「青少年育成のためのブループリント」を策定 ▪ 小中学校の STEAM 教育¹⁰、国民教育を普及させ、教員向けの専門研修を提供 ▪ 一帯一路参加国の大学と連携し、香港留学の奨学金を提供する他、中国本土への留学の奨学金計画を拡大 ▪ 来年度より医療、IT など人手不足の特定業界の専門課程や大学課程の枠を増加 ▪ 若者の地域発展・政務参加のプロジェクトを推進 ▪ 初めての不動産の購入をサポートし、「若者専用寮」等若者向けの住宅政策を導入
--	---

2. まとめ

今回、李氏が行政長官に就任して初の施政方針演説であったが、前任の林鄭月娥（キャリー・ラム）行政長官時代の施政方針とは大きく異なる点がいくつか見受けられた。特筆すべき点は、李長官自身が「Result-Oriented（成果主義）」の方針をとると明言している点だ。実際に、今回の施政方針の巻末に 110 もの具体的な KPI¹¹ 達成期限が定められている。「2027 年までに最低 100 のポテンシャルがあるハイテク企業を誘致する」、「2027 年までに IT スタートアップ企業に最低 40 億香港ドルを投資する」といった具合に、具体的な数値や期限を明記した。キャリー・ラム前行政長官時代の施政方針では具体的な KPI は示されなかったため、この点は大きな変化といえる。設定された期限については 2023 年度内といった短期間で成果を出すことを求める目標が目立ち、土地問題の解決といった 10 年単位の長期的なプロジェクトに関しても、それを達成するための短期目標に分解して示した。全体的に、香港が抱えている様々な懸念点に対応する地に足をつけた対策を提示する形となっており、これは李長官自身が政策を「絵に描いた餅」で終わらせない、必ず結果を出すというコミットメントの現れだといえよう。

また、今回李長官は香港で労働力人口が過去 2 年間で 14 万人流出していることを明言した。これまで政府は労働人口の流出を公式には認めていなかったが、初めて対外的に危機感を表明した形だ。人材流出問題の対策として、海外企業と高度人材の誘致と定着を目的とした政策を打ち出した。2021 年の施政方針でも人材の誘致は政策として盛り込まれていたが、今回のポイントとしては税優遇策が示された点、高度人材に新しいビザを発給するといった具体的な策を明示した点が指摘できよう。さらに、人材の誘致のみならず「香港への定着」に重点を置いたことも前回では見られなかった点である。「香港への定着」のための政策として、特定業種の非香港永久居民が不動産を購入した場合、30%の印紙税を香港永久居民となった際に払い戻しをするという内容が挙げられる。香港では住宅価格が高騰しているため、不動産購入で高額の税金を支払う必要がある非永久居民は不動産を購入しにくい。そのため、外国人の定住における大きな障壁となっていたが、非永久居民でも香港で永久居民と同じ条件で不動産を購入し、資産形成が可能となるのは外国人の定着を促すための効果的な策といえるだろう。

一方で、高度人材やトップ大学卒業者にビザを発行する政策を盛り込んでいるが、高度人材が「年収 250 万香港ドル相当以上」と定義されたことから、在香港日系企業が切実な問題として直面しているミドル管理職の人材不足の解決に直結するかどうかは未知数だ。政府として、企業が抱えている問題を正確に認識しているかはやや疑問が残るが、シンガポールが月収 3 万シンガポールドル（約 2 万 1000 米ドル、2022 年 10 月現在）以上の人材にビザを発給することを発表しているため、高度人材獲得競争のライバルである同国を意識した政策であると考えられる。

¹⁰ 科学 (Science)、技術 (Technology)、工学 (Engineering)。アート (Art)、数学 (Mathematics) の 5 つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。

¹¹ KPI の例は巻末 Appendix 参照。

また、コロナに関する防疫措置の緩和に関しては慎重な姿勢を見せている。経済界からは中国本土と香港間のボーダーの開放や、現行の「0+3」（入境後隔離 0 日+3 日間の行動制限）から「0+0」（行動制限なし）への緩和が望まれているが、今回は目標を具体的に明示せず、「香港での経済活動が円滑に行われるよう、状況に応じて段階的に緩和していく」という内容にとどまった。海外から人材誘致を目指す反面、防疫措置の撤廃に向けた具体的な道筋が示されていない点は市民や外国人ビジネスコミュニティにとっては不満が残るだろう。

今回の施政方針演説に関して、香港ローカルメディアでも概ね好意的な記事が目立つ。香港の経済メディアである「信報財經新聞」では、香港不動産開発大手の信和集団は全面的に施政方針を支持しているとし、「長期的なビジョンを持ち、現実的でバランスよく全領域がカバーされている」と副会長のコメントを紹介した。香港ローカル紙の「明報」では、先見性のある都市計画やスマート都市モデルの構築に関しては十分ではないが、北部都会区の位置づけと発展の方向性が明確になったことを評価している。

李氏が行政長官候補として選出された際には、2019 年逃亡犯条例改正案反対デモに対し、警察官僚として強硬な対応を行った「武勇伝」から、行政長官としての政策も民主派に対するさらなる統制強化を懸念する見方があった。しかし、現在までの言動や今回の施政方針から、香港の経済活動や外国企業に対する魅力を維持する重要性について、キャリー・ラム前行政長官よりも強く認識していることが見てとれる。政府情報筋によると、李長官は「一度決めたことを覆さない」タイプだという。前政権では政策が二転三転したことで混乱と失望を招いたが、今回、李長官は具体的な数値と期限をもって政策を発表したことから、その実現性には一定の期待が持てそうだ。

施政方針演説の結びで、李長官は香港の未来に完全な自信があると述べた。現在の香港には人材流出や土地問題など課題が山積みではあるが、政府がこうした問題に向き合い、具体的な解決策を示したことは、長く待ち望まれた課題解決への第一歩と評価できよう。今後の李長官の手腕と政策の進展に期待したい。当室では、今後の政策動向に注視しつつ、引き続き関連情報を提供していく。

Appendix：主要業績評価指標（KPI）の例

分野	テーマ	内容	数値目標
民生	土地問題の解消	北部都会区の開発	2033 年までに 3,300 ヘクタールの土地を開発する。そのうち最低でも 1,300 ヘクタールを北部都会区で開発する。
	住宅問題の解消	公共賃貸住宅入居の待ち時間の減少	2027 年までに、公共賃貸住宅入居の待ち時間を約 4 年まで減少させる。
経済	企業の誘致	ハイテク企業の誘致	2027 年までに最低 100 社のポテンシャルがあるハイテク企業を誘致する。そのうちの最低 20 社をトップクラスの IT 企業とする。
	人材の誘致	人材の受け入れ	2023 年から 2025 年にかけて、年間 3 万 5000 人以上の長期滞在（12 カ月以上）の人材を受け入れる。2020/2021 年比で 40%向上させる。
	国際金融ハブとしての地位向上	ファミリーオフィスの誘致 フィンテックの誘致	2025 年までに、最低でも 200 以上のファミリーオフィスを誘致、もしくはビジネスを拡大させる。 2023 年までにフィンテックスタートアップと金融機関に実証実験を行うための資金を提供する。2023 年のテスト終了後、50%以上のソリューションを商業化する。

	イノベーションハブの構築	R&Dの商業化の支援	2023年にイノベーションテクノロジーファンド（ITF）の下に、100億香港ドルの新たな資金スキームを創設する。R&Dプロジェクトにおける民間資本を増やす。2022年の8億香港ドルから2027年には16億香港ドルに増加させる。
		再工業化の促進	再工業化助成制度を活用したスマート生産ラインの数を、2022年現在約30から2027年には130以上に増やす。2027年までに民間投資額を3億4000万香港ドルから13億香港ドル以上に増加させる。
	国際貿易・物流ハブの構築	地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の早期加盟	2023年中にRCEP加盟国と60の関連会議や対話を行う。
		GBAのオポチュニティーの向上	2023年は8000人以上が参加するイベントを実施する。最低でも1,000人の起業家と接触する。2024年には活動数を10%増加させる。
広報	香港の対外的なプロモーション促進	香港の強みをPR	2024年には、2,700回の政府や機構訪問、1,000のスピーチ、1,100のメディアインタビュー、1,300のイベントに参加し、活動量を2022年比で20%増加させる。
環境	環境	グリーン交通	2025年までに7,000基のEV充電施設付きの駐車場を設置する。

（執筆者連絡先）

三菱UFJ銀行 香港法人営業部 アドバイザリー室
 住所：9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong
 Email: Kelly_my_mok@hk.mufg.jp
 TEL: 852-2249-3938

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。



**税務会計: 海南自由貿易港の「ダブル 15(個人所得税・企業所得税に対する 15%の軽減税率)」優遇政策の徹底実施
—実質的な運営に係る具体的な要件を更に明確化**

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 陳蔚 (Vivian Chen)

概要

「海南自由貿易港建設全体案」(以下「全体案」)を徹底的に実施し、海南自由貿易港(以下「自由貿易港」)建設の高品質な発展を促進し、国内外の優良企業の自由貿易港への進出を誘致するとともに、税源侵食と利益移転を防止し、自由貿易港が「タックスヘイブン」となることを避けるため、国家税務総局海南省税務局、海南省財政庁、海南省市場監督管理局(以下「海南省 3 部門」)は共同して「海南自由貿易港奨励類産業企業の実質的な運営に係る問題に関する補足公告」(国家税務総局海南省税務局・海南省財政庁・海南省市場監督管理局公告 2022 年第 5 号、以下「5 号文」)及び関連解釈を公布した。これにより公告の適用対象の範囲、「赤信号」/「青信号」の具体的な判断基準、事後の監督管理という 3 つの側面から、実質的な運営における具体的な内容を更に細分化・最適化した。

背景

2020 年 6 月 1 日に国務院が公布した「海南自由貿易港建設全体案」(以下「全体案」)では、企業所得税及び個人所得税の税収優遇政策(以下「ダブル 15」)を次のように定めている。

【表 1 「ダブル 15」税収優遇政策】

	2025 年までに実施	2035 年までに実施
企業所得税優遇政策	海南自由貿易港で登録し、実質的に運営している奨励類産業企業に対して 15%の軽減税率で企業所得税を優遇する	海南自由貿易港で登録し、実質的に運営し、ネガティブリストに記載されていない企業に対して 15%の軽減税率で企業所得税を優遇する
個人所得税優遇政策	海南自由貿易港で勤務するハイエンド人材及び不足人材を対象に、個人所得税の実際税負担額が 15%を超過した部分に対し、個人所得税を免除する	1 納税年度内に海南自由貿易港での居住日数が累計で 183 日に達する個人を対象に、海南自由貿易港源泉の総合所得と経営所得に対して、3%、10%、15%の 3 段階の超過累進税率に基づき個人所得税を優遇する

上述の「ダブル 15」の税収優遇政策を適用する際に、企業の実質運営を如何に判断すべきかについて、多くの企業が関心を寄せている。2021 年に海南省 3 部門は国家税務総局海南省税務局公告 2021 年第 1 号(以下「1 号文」)を公布し、実質的な運営に関わる基本的なルールを定めた。

加えて、実質的な運営における具体的な内容を更に細分化・最適化し、自由貿易港のリスクコントロールを強化し、市場主体の期待を安定させ、自由貿易港における市場主体の高品質な発展を促進する。それとともに、ペーパーカンパニーが法規に違反して税制優遇政策を享受することを防ぎ、業界的・システムの租税リスクの発生を回避することを確保するために、2022 年 9 月 27 日、海南省 3 部門は共同で 5 号文及び関連解釈を公布した。5 号文の発効期間は、2023 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までである。

以下に、5 号文の注目ポイントと私どもの見解をまとめる。

注目ポイント

1. 適用対象の範囲拡大

企業所得税の課税対象者ではないパートナーシップ企業なども対象となる。

自由貿易港において個人所得税を 15% とする軽減税率の適用対象となるハイエンド・不足人材が勤務する／雇用される／経営する企業や組織の実質的な運営に関しては、5 号文の関連規定を参照して実施することを明確にした。

私どものコメント：上記の規定に従って、自由貿易港で登録しているパートナーシップ企業は、企業所得税の納税主体でないものの、2023 年以降、1 号文及び 5 号文の要件を参照して実質的な運営を規範化する必要がある。

2. 実質的な運営における「青信号」基準の細分化・最適化

駐在人数と比率など、これまで曖昧だった部分の詳細を明確にした。

既に公布されている 1 号文を踏まえて、今回の 5 号文及び公式解釈における 4 つの要素の細分化基準に係るキーポイント及び私どものコメントを以下の表 2 に要約した。

【表 2 5 号文及び公式解釈における内容解説及びコメント】

4 つの要素	5 号文及び関連解釈により明確された内容	私どものコメント
自由貿易港で生産経営活動を行う	<p>1) 企業が自由貿易港で固定生産経営拠点と必要な生産経費用設備・施設などを有し、企業名義で社外と契約を締結し、かつ下記要件のいずれかを満たす場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業面：主な生産経営拠点が自由貿易港に所在する。 ● 管理・支配面：生産経営に関して実質的な全面管理及び支配を行う機構が自由貿易港に所在する、すなわち生産経営上の意思決定（計画、統制、査定、評価など）、財務上の意思決定（借入、貸付、資金調達、財務リスクマネジメントなど）、人事上の意思決定（任命、解任、報酬など）が自由貿易港に設立されている機構によって行われる、又は実行される。 <p>2) 上記要件における財務上の意思決定に関して、企業グループが財務シェアードサービスセンターモデル（グループ会社毎に行っていた間接業務を集約し、グループ全体のコスト低減や業務品質の向上を図るモデル）を採用し、資金管理と配分を一元管理する場合、自由貿易港の子会社が借入、貸付、資金調達、財務リスクマネジメントなどの機能のうち 1 機能以上を有する場合、財務上の意思決定は自由貿易港に設立されている機構によって行われる、又は実行されると見なされる。</p>	<p>実務上、明確化が待たれる問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実務において、企業の事業範囲が全国各地にわたる場合、主な生産経営拠点が自由貿易港にあることをより明確に定義できるか？ ● 生産経営上の意思決定、財務上の意思決定、人事上の意思決定の機能については、自由貿易港にある会社で専任の担当職位を

<p>人員が自由貿易港に駐在する</p>	<p>1) 給与賃金の支給：自由貿易港で開設された銀行口座を通じて行う。</p> <p>2) 183 日以上駐在する人数のセグメント別計算</p>	<p>設置する必要はあるのか？ 個別で職位を設置しない場合、上級管理職及び／又はシェアードサービスセンターがリモートで提供することは可能か？</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自由貿易港に駐在する期間は、従業員が入社した時点から計算されるのか？ ● 総合グループは、子会社の縦方向の資金流動をグループ・キャッシュ・プーリングで一元管理するケースが多いが、最新の政策にはどのように対応すべきか？ 								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>従業員数</th> <th>累計日数が 183 日以上的人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10 人未満</td> <td>3 人以上</td> </tr> <tr> <td>10 人以上 100 人未満</td> <td>人数の 30%以上</td> </tr> <tr> <td>100 人以上</td> <td>30 人以上</td> </tr> </tbody> </table>		従業員数	累計日数が 183 日以上的人数	10 人未満	3 人以上	10 人以上 100 人未満	人数の 30%以上	100 人以上	30 人以上
	従業員数		累計日数が 183 日以上的人数							
	10 人未満		3 人以上							
	10 人以上 100 人未満		人数の 30%以上							
100 人以上	30 人以上									
<p>従業員数は、通年の企業の四半期ごとの平均値によって計算される。</p>										
<p>3) 居住日数とは、1 納税年度内に自由貿易港に駐在した累計日数を指す。自由貿易港に駐在した日の当日の滞在時間が 24 時間未満の場合は、1 日として計算する。</p>										
<p>4) 企業が年度の途中で経営活動を開始又は終了し、かつ実際の経営期間が半年未満の場合、累計居住日数が 183 日以上の基準に関しては、実際の経営期間の日数を半減して計算する。</p>										
<p>自由貿易港で財務活動を行う</p>	<p>1) 会計書類：会計伝票や書類が、紙ベースで保存されている場合は自由貿易港で保管する必要があり、電子形式で保存されている場合は閲覧が可能な状態にする必要がある。</p> <p>2) 銀行口座：基本的な預金口座及び主要業務決済用の銀行口座は、自由貿易港で開設する必要がある。</p>									
<p>資産が自由貿易港に所在する</p>	<p>1) 所有権又は使用权を保有し実際に利用されている資産が自由貿易港にあり、かつ生産経営に見合う資産である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 資産には、有形固定資産と無形資産が含まれる。 ● 一部の企業の資産がその企業名義で登録されているものの、自由貿易港に所在していない場合、それが業界の生産経営活動の慣習に沿っている、又は関連する資産の特徴に合致するのであれば、当該資産に関しては自由貿易港に所在することを義務付けない。 									

3. ネガティブルールにおける「赤信号」条項の追加

「赤信号」条項に規定されている要件に該当すれば実質的な運営が否定される。
下記のいずれかの状況が存在する場合、実質的な運営に合致しないと見なされる。

- ・ 「**純粋な決済センター**」：生産経営機能を備えず、中国本土の業務に対する財務決済、納税申告、發票発行などの機能のみを負担している場合。
- ・ 「**住所の不一致**」：登録した住所と実際の事業拠点の住所が一致せず、かつ連絡が取れない、又は連絡が取れても実際の事業拠点の住所を提供できない場合。

私どものコメント：過去に海南で収支の記帳のみを行っていた企業、及び区内で登録し区外で経営している企業に関しては、できる限り早急に各自の具体的な状況を見直し、適時にコンプライアンス調整を行い、2023 年までに「赤信号」条項に規定されている要件に該当しないように対応する必要がある。

4. 優遇政策享受後における監督管理要件の明確化

監督管理要件のキーポイントは下記の通りである。

- ・ **常態化する共同査察**：翌年の 6 月から 12 月末まで（すなわち毎年 of 所得税の年度確定申告終了後から年末まで）、当年度に「ダブル 15（個人所得税・企業所得税に対する 15% の軽減税率）」を享受した企業を対象に事後の共同査察を実施する。
 - (1) 新規対象企業に対する共同査察の全面実施：当年度に新規で「ダブル 15」を適用した企業に対して「フルカバレッジ」の査察を実施する。
 - (2) 既存の対象企業に対する抜取査察：既に優遇政策を享受している企業に対しては、一定の割合で抜取査察を実施する。
- ・ **新規対象**：企業は、年度確定申告時に「実質的な運営の自己評価承諾表」への記入を通じて、実質的な運営を承諾する。

海南自由貿易港の設立と関連財税政策法規の公布は企業に新たな機会をもたらし、既に海南で設立された企業及び海南に投資意向を持っている企業にとっては、海南自由貿易港に係る関連税務政策の動向に注目し、サプライチェーンとしての観点から中国投資の全体的な税務コストの効率化並びに税務コンプライアンスの向上を両立させることが望ましい。以上の詳細について、必要があれば税務専門家に確認されたい。

(執筆者連絡先)
 KPMG 中国 日系企業サービス
 税務パートナー
 陳蔚 (Vivian Chen)
 中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F
 Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 10 月中旬から 11 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【行政改革】
<p>○ 「国務院弁公庁のビジネス環境革新試行改革措置の複製・普及に関する通知」 (国弁発 [2022] 35 号、2022 年 10 月 31 日発布・実施)</p> <p>2021 年から北京、上海、重慶、杭州、広州、深圳の 6 都市で試行してきたビジネス環境改善に関する措置を全国に拡大するもの。</p> <p>■ ビジネス環境改善措置は、区域分断・地方保護の打破、市場主体 (注：企業その他の組織と個人) の参入・退出メカニズムの健全化、投資と建設の利便性向上、越境貿易の利便性向上などに関連する合計 50 項目。このうち日系企業への影響が大きいと思われる措置は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 営業許可証への複数住所記載の許可：市場主体が住所以外の場所で経営活動を行う場合、県級登記機関の管轄区域内であれば営業許可証に新住所の記載を認め、分支機構 (注：分公司など) の登記を免除する。 • 各種行政手続きのオンライン処理業務の拡大：企業従業員の社会保険登記、住宅公積金の納付登記等を“一网通办”プラットフォーム (注：各種行政手続きをオンラインで処理する専用プラットフォーム) に組み入れると共に、1 回の身元認証で全てのサービス事項の手続きを可能とする。 • 企業の銀行口座開設の利便化：企業設立時の実名確認証明情報、企業登記情報と銀行口座届出情報を統合する。 • 企業登記情報変更のオンライン処理：“一网通办”プラットフォーム上で全ての変更手続きをオンライン処理する。 • 輸出入貨物検索サービス：国際貿易“単一窓口”プラットフォームにより企業向けに輸出入貨物のトレース検索サービスを提供する。 • 輸出入貨物の事前申告、“2 ステップ申告”、輸入貨物の直接引き取り、輸出貨物の直接積み出し (注：2 ステップ申告は輸入貨物について、企業が B/L により先に概要を申告して貨物を引き取り、船舶・航空機の入国後 14 日以内に正式に申告する方式をいう) <p>■ 原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-10/31/content_5722748.htm</p>

【外資政策】

○「国家発展改革委員会等の『製造業を重点として外資の新規投資拡大と既存外資の安定化、質の向上を促進することに関する若干の政策措置』の印刷・発布に関する通知」(発改外資 [2022] 1586 号、2022 年 10 月 13 日発布・実施)

製造業への外資の新規投資拡大と既存外資の安定化、質の向上のための 15 項目の政策措置。国家発展改革委員会、商務部、工業情報化部など国務院 6 部門が連名で地方政府に通知したものの。いずれも既に発布・実施されているものだが、特に製造業に関する重点政策措置として注目される。

■主な内容は、以下の通り。

- 外資参入ネガティブリスト (2021 年版) を確実に実施し、外資プロジェクト化を実現する。
- 外資参入後の内国民待遇を高い標準で実施する。外商投資企業の“生産要素”(注: 土地、資金、労働力等) 取得、資格許可、事業運営、知的財産権保護、標準制定、入札・政府調達への参加等の面で平等な待遇を供与する。
- 重大外資プロジェクトに対して土地使用、環境影響評価、立地計画、エネルギー消費等の面で政策支援を行い、重点外資プロジェクトに対しては土地使用、環境保護、物流、人員の入出国等の面でのサービスを強化する。
- 中国国際投資貿易商談会、中国中部投資貿易博覧会等の重要展示会を通じ、多国籍企業の招待を増やし、医療・半導体・化学・エネルギー等の産業チェーンの誘致・マッチング等の投資促進活動を展開する。
- 感染症予防と物流確保の活動を統一的に行い、産業チェーン・サプライチェーンの安全・安定を促進する。
- 条件に合う外商投資企業の各種証券市場への上場、企業債券の発行を支援する。
- 各地方で RCEP 協定 (注: ASEAN10 カ国と日本・中国・韓国・豪州・ニュージーランドの 15 カ国が参加して 2022 年に発効した経済連携協定) に関する公共サービスプラットフォームを構築し、製造業の外商投資企業に対する情報提供、貿易・通関・輸出管理法制・貿易救済措置等についてのサービス・指導を行う。
- 外資の先進製造業とハイテク分野 (先端設備、基礎デバイス、重要部品等)、研究開発・設計、現代物流、新エネルギー・グリーン・低炭素の重要技術革新・応用への投資を重点的に奨励する。また、中西部地区と東北地区での基礎製造、実用技術、民生消費等の分野への投資に対して政策支援を行う。
- 外資のカーボンピークアウト・カーボンニュートラル戦略への積極的参加を誘導し、工業分野での低炭素行動とグリーン製造工程を実施する。外商投資企業がグリーン・低炭素分野の標準制定・改定、国家重点製品のエネルギー効率・エネルギー消費限度の確定に参加することを支持する。

■原文は国家発展改革委員会の下記サイトをご参照。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/tz/202210/t20221025_1339087.html?code=&state=123

【企業負担軽減策】

○「交通運輸部、財政部の道路貨物車両通行費の段階的徴収減免の関係業務に関する通知」(交公路明電 [2022] 282 号、2022 年 9 月 28 日発布、2022 年 10 月 1 日実施)

<p>全国の有料道路（橋梁、トンネルを含む）の貨物車両通行費を一律 10%減額するもの。実施期間は 2022 年 10 月 1 日午前 0 時から 2022 年 12 月 31 日 24 時まで。政府の新型コロナ感染予防措置の影響で物流が停滞し、物流コストが上昇していることへの対応策と見られる。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-09/30/content_5715129.htm</p>
<p>○「交通運輸部、国家發展改革委員会の貨物港務費の徴収標準の段階的引き下げに関する通知」（交水発 [2022] 104 号、2022 年 9 月 29 日發布、2022 年 10 月 1 日実施）</p>
<p>政府が料金を定める貨物港務費（注：港湾使用料）の徴収標準を 20%引き下げるもの。実施期間は 2022 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで。対外貿易とサプライチェーンへの影響軽減が目的とされている。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2022-09/30/content_5715131.htm</p>
<p>○「中国人民銀行、中国銀行保險監督管理委員会等の小規模・零細企業貸付の元本・利子償還期限延長の支持を更に強化することに関する通知」（銀發 [2022] 252 号、2022 年 11 月 14 日發布・実施）</p>
<p>新型コロナ感染拡大の影響で経営が困難な小規模・零細企業に対する銀行の貸付で、2022 年第 4 四半期に償還期限が到来するものについて、銀行に対して、借入企業と償還期限の延長を協議し、延長期間の利子は正常に計算し、延滞金を免除するよう求めたもの。「奨励する」と記されているが、実質的には指示と思われる。</p> <p>■原文は中国人民銀行の下記サイトをご参照。 http://www.pbc.gov.cn/zhengwugongkai/4081330/4406346/4693549/4710683/index.html</p>

[規則]

<p>【外資】</p>
<p>○「外商投資奨励産業目録（2022 年版）」（国家發展改革委員会・商務部令第 52 号、2022 年 10 月 26 日公布、2023 年 1 月 1 日施行）</p>
<p>「外商投資奨励産業目録」の改訂。前回の 2020 年版と同様、「全国外商投資奨励産業目録」と「中西部地区外商投資優位性産業目録」の 2 部構成で、今回の 2022 年版では前者は 519 項目で追加が 39 項目、変更が 85 項目となり、後者は 22 省・自治区・直轄市合計 955 項目で追加が 200 項目、変更が 82 項目となっている。これらの目録に記載されるプロジェクトに投資する場合、輸入生産設備の関税免除、土地の優先提供と土地使用権払い下げ標準価格の引き下げ、西部地区と海南省での企業所得税の低減税率（15%）の優遇が適用される。</p> <p>■2020 年版からの主な追加・変更項目は、商務部の説明によれば、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全国版目録の製造業では、産業チェーン・サプライチェーンのレベルアップ、最新技術の応用・グレードアップを中心に、林業バイオマスエネルギーの新技术・新製品の開発・生産・応用、医薬製造業関連の消耗品の開発・生産、ハイテク関連の非鉄金属材料・製品の生産、高性能フォトレジストの開発・生産、グロー放電質量分析計の開発・生産等を追加または変更。

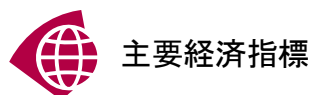
- 同じく現代サービス業では、サービス業の質の向上、製造業との融合の促進を重点におき、低炭素・環境保護・グリーン・省エネ・節水の高度システム統合技術・サービス、専門設計、職業学校、人的資源サービス、クリーン生産評価・認証・監査等を追加または変更。
 - 中西部地区目録のうち、山西、遼寧、安徽、寧夏等は、スマートフォン・タブレット等のスマート端末製品と重要部品の生産、ウェアラブル製品の加工・生産、機能性と環境に配慮した再生ポリエステルフィラメントの研究開発・生産、液晶表示材料・有機エレクトロルミネッセンス表示材料の製造等を追加。
 - 同じく内蒙古、江西、貴州、黒龍江等は、クリーン石炭技術製品の開発・利用、園芸花卉の一次・集中加工、セレンを豊富に含んだ農産物栽培、黒土保護利用技術の研究開発・革新等を追加。
 - 同じくチベット、新疆、雲南、青海等は、商業チェーン経営、砂漠経済産業、越境物流、生態観光資源保護の開発・管理等を追加。
- 全国版目録に新たに追加された項目のうち、特に日系企業の投資が多いと見られる業種・分野の項目は、以下の通り。
- 医薬品製造業：希少疾患治療薬・小児用医薬品の開発・製造、医薬品製造業に関連する消耗品（分離精製媒体、固相合成媒体、キラル分離媒体、薬物不純物管理・検出用消耗品等）の開発・製造
 - 汎用設備製造業：商用車第二世代ホイールハブベアリング（THU2）、工業用節水技術の開発・応用及び関連機器製造
 - 自動車製造業：新エネルギー車の熱管理・制御システム（電動コンプレッサー、冷媒コンビネーションバルブ、高効率静音電子冷却ファン、高効率ブロワー、新エネルギー車一体型モジュール等）、リチウム電池用アルミプラスチックフィルム、充電・蓄電一体型省エネ統合施設またはソリューションの開発・製造
 - コンピュータ・通信及びその他の電子設備製造業：重要ソフトウェア・各種機器インターフェースのデータ相互通信技術等の開発・研究、ウェアハの製造・再生、高齢者向け医療器具・リハビリ補助具・ウェアラブル機器等の研究開発・製造、リチウムイオン電池セパレータ・ハイテク非鉄金属材料と製品・化合物半導体材料等の有機高分子材料の製造、電磁波シールドガラス・マイクロエレクトロニクス用ガラス基板等の新技術機能性ガラスの開発・製造
 - 電力・熱力・ガス及び水生産・供給業：新エネルギー貯蔵設備（リチウムイオン電池・フロー電池・圧縮空気・フライホイール・水素エネルギー貯蔵等を含む）の研究開発・製造・建設・運営、電力ネットワーク負荷ストレージ統合とマルチエネルギー補完電源の建設
 - 卸売・小売業：E コマース、E コマースサプライチェーン公司（以上は越境 EC を含むが、法律・法規で特別に管理する医薬品・医療機器等を除く）、輸入自動車卸売・小売、文化・創造製品小売業
 - 科学研究・開発及び製品・技術サービス業：低炭素・環境保護・グリーン・省エネ・節水の高度なシステム統合技術及びサービス、環境にやさしい技術の開発・応用、専門設計サービス
 - 教育：職業学校（技工学校を含む）
 - 衛生・社会活動：高齢者介護サービス関連専門教育・技能訓練・家庭介護技能訓練・高齢

	<p>者教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化・観光・スポーツ及び娯楽業：スマートスポーツ用品・サービスの研究開発・普及 <p>■原文は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/zwgk/gkzcfb/202210/20221003362982.shtml</p>
【税】	
<p>○「科学技術革新の税前控除の支援強化に関する公告」(財政部・国家税務総局・科学技術部公告 2022 年第 28 号、2022 年 9 月 22 日公布、2022 年 10 月 1 日～2022 年 12 月 31 日施行)</p>	
	<p>政府が認定した「高技術企業」に対する企業所得税の優遇。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2022 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに新たに購入した設備・器具(建物・建築物以外の固定資産)について、2022 年度課税所得からの一括全額控除と 100%の追加控除を認める。 従来、研究開発費の税前追加控除比率が 75%の企業に対し、2022 年 10 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の間は 100%に引き上げる。 <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5181748/content.html</p>
<p>○「個人養老金の個人所得税関連政策に関する公告」(財政部・国家税務総局公告 2022 年第 34 号、2022 年 11 月 4 日公布、2022 年 1 月 1 日施行)</p>	
	<p>個人が本人の名義で積み立て、政府が管理する“個人養老金”に対する個人所得税の優遇措置。“個人養老金”は社会保険の基本養老保険や企業年金、商業養老保険と別で、企業が年 1 万 2 千円を上限に納付し、比較的安全な金融商品の購入に投資することができるが、期限内の引き出しはできないとされる。いわば基本養老保険の補充保険の位置づけ。2022 年 1 月 1 日から政府が別に公布する個人養老金先行都市で実施する。</p> <p>■優遇の主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人養老金の納付については、個人養老金資金口座への納付額を年 1 万 2 千円の上限で総合所得または経営所得から控除する。 投資については、個人養老金口座に納付される投資収益に対しては暫時個人所得税を徴収しない。 受け取りについては、総合所得に算入せず、単独で 3%の税率で個人所得税を納付する。 <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202211/t20221104_3849838.htm</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ: <https://www.murc.jp>



主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年									
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.1	(1-3月) 4.8			(4-6月) 0.4			(7-9月) 3.9			
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1	5.7	5.8	5.9	5.8
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0	2.4	2.3	1.6	1.4
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9	10.4	10.4	11.0	10.8
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0	3.7	3.9	3.9	3.7
工業生産(付加価値ベース)**	前年同期比%	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0	▲2.9	0.7	3.9	3.8	4.2	6.3	5.0
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲3.5	▲11.1	▲6.7	3.1	2.7	5.4	2.5	▲0.5
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.5	2.8	2.1
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0	6.4	6.1	4.2	2.3	0.9	▲1.3
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8	2,736.2	3,082.4	3,312.6	3,329.6	3,149.2	3,227.6	2,983.7
	前年同月比%	49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9	16.9	17.9	18.0	7.1	5.7	▲0.3
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0	2,294.4	2,333.2	2,317.0	2,355.3	2,380.1	2,132.2
	前年同月比%	28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲0.1	0.0	4.1	1.0	2.3	0.3	0.3	▲0.7
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2	787.5	979.4	1,012.7	793.9	847.4	851.5
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8	133.0	230.2	116.1	143.6	169.3	130.3
	前年同月比%	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5	6.1	18.8	18.7	10.2	9.3	2.2
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197	31,278	30,713	31,041	30,549	30,290	30,524
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1	5.9	5.5	5.4	5.3	5.5	5.5
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1	186.2	250.2	242.0	238.3	261.0	250.5
	前年同月比%	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲11.7	▲47.6	▲12.6	23.8	29.7	32.1	25.7	6.9
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5	47.4	49.6	50.2	49.0	49.4	50.1	49.2
	非製造業	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4	41.9	47.8	54.7	53.8	52.6	50.6	48.7

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月は1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象。

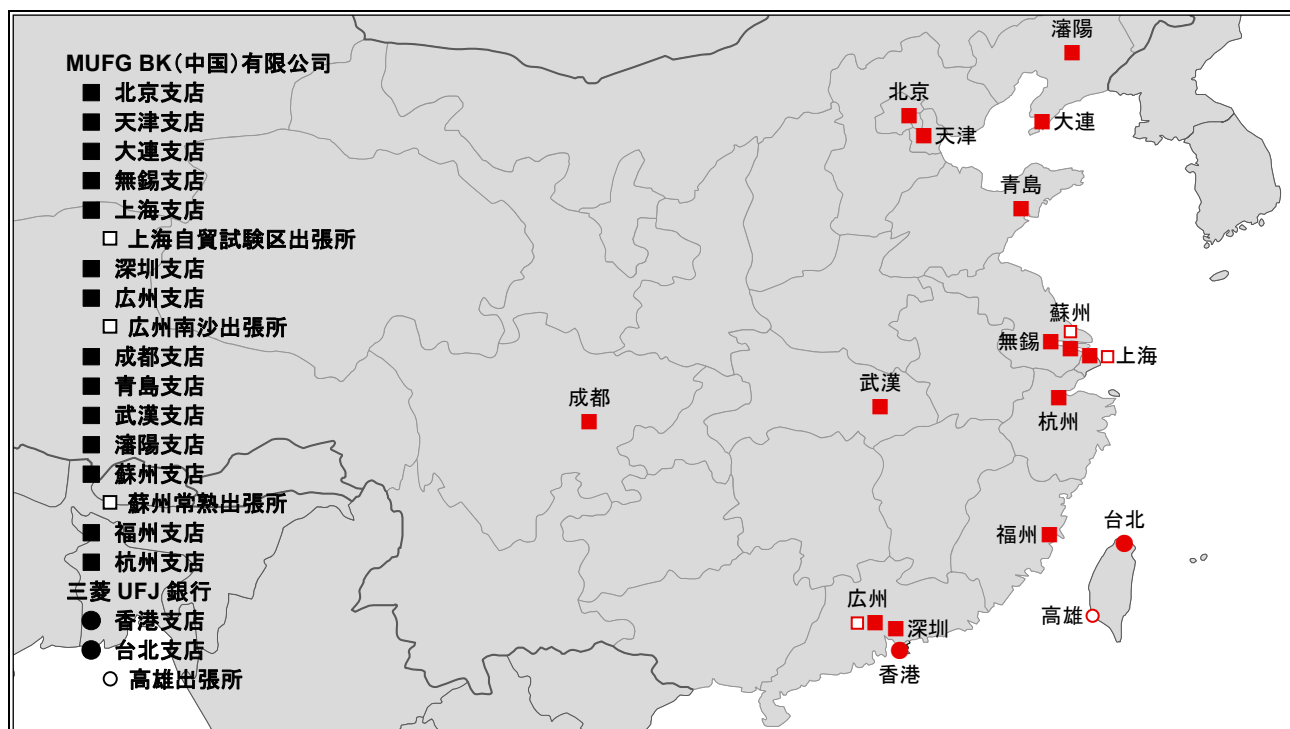
*** : 2月は1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 申賢大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上 海 支 店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広 州 支 店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022年12月12日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。